# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

## 年金記録確認東京地方第三者委員会分

## 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 53 件

国民年金関係 13件

厚生年金関係 40 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 57 件

国民年金関係 39 件

厚生年金関係 18 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から44年3月まで

- ② 昭和44年12月
- ③ 昭和47年10月から同年12月まで
- ④ 昭和48年4月から同年9月まで
- ⑤ 昭和50年2月から同年7月まで
- ⑥ 昭和51年10月から53年9月まで
- ⑦ 昭和54年4月から56年3月まで
- ⑧ 昭和56年6月から同年10月まで
- ⑨ 昭和61年7月から平成元年2月まで
- ⑩ 平成2年6月から3年9月まで
- ① 平成3年11月及び同年12月
- ① 平成5年12月から6年4月まで
- ③ 平成8年11月から9年9月まで

私は、20 歳の時に国民年金の加入手続を行い、各申立期間の国民年金保険料 を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、13 回で計 149 か月に及んでおり、申立人が当時居住していた市区において、これだけの回数及び期間の収納事務処理を誤ることも考えにくく、次のとおり、個別に検討した結果でも申立期間③以外の申立期間については、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

申立期間のうち、申立期間③については、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間内の昭和47年10月頃に、当該期間当時に居住していた区で払い出されてお

り、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であり、当該期間直後の 48 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料は現年度納付されていることが国民年金被保険者台帳で確認できる。また、当該期間直前の厚生年金保険被保険者期間が記録統合されたことにより、平成 7 年 11 月 24 日に、当該期間に係る国民年金被保険者資格取得日が昭和 47 年 8 月 26 日から同年 10 月 21 日に訂正されるとともに、47 年 8 月から同年 10 月までの期間の納付済記録が取り消され、当該期間に納付済記録が追加されたが、その後、本件申立てに係る当委員会の調査の過程で、平成 24 年 1 月 5 日に納付済みであった当該期間を未納期間とし、未納とされていた昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの期間を納付済期間とする納付記録の訂正が行われたことがオンライン記録で確認でき、記録管理に不適切な状況が認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、上記申立期間③を除く期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、以下の理由などから、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間①及び②については、申立人は、20歳の時に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、上記のとおり、申立人の手帳記号番号は昭和47年10月頃に払い出されており、この払出時点でこれらの期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間②については、平成7年11月24日に当該期間に係る昭和44年12月31日の被保険者資格取得及び45年1月1日の同喪失の記録が追加されたことがオンライン記録で確認でき、それまでは申立期間は国民年金の未加入期間であったため、保険料を納付することができなかった。

申立期間④、⑤、⑥及び⑦については、平成7年11月24日に、昭和48年10月 21 日の被保険者資格喪失と50年2月21日の同取得、同年8月21日の同喪失と51 年10月31日の同取得の資格記録が追加されていることがオンライン記録で確認で き、当該記録追加前まではこれらの期間は連続した未納期間であったと考えられる。 また、申立期間⑤及び⑥については、申立人は、それぞれ手帳記号番号が払い出さ れた上記の区とは別の市で居住していたと説明しているが、当該区の国民年金手帳 記号番号払出簿の備考欄に「不在 転 54.12.27」と記載され、54 年 10 月に転居し た市の国民年金被保険者名簿でも転入前住所欄に当該区の住所が記載されているこ とから、申立人は、当該転居先の市で国民年金の加入手続をするまで国民年金の住 所変更手続を行っておらず、申立人が当該転入前に居住していたとする上記の区と は別の市では納付書を受け取っていなかったものと考えられる。さらに、申立期間 ⑦及び⑧については、申立人が当該期間当時に居住していた2つの市の当該被保険 者名簿では、当該期間の保険料は未納となっており、申立期間⑦の終期から⑧当時 に婚姻していた申立人の元妻は、申立期間⑦のうち 56 年1月から同年3月までの 期間及び申立期間⑧を含む同年6月から同年11月までの期間の保険料を57年10 月 26 日に過年度納付し、その翌日に他県に転出していることが転出前の市の被保

険者名簿で確認できるが、申立人は元妻と一緒に保険料を遡って納付したかは憶 えていないと説明している。

申立期間のについては、平成7年11月24日に当該期間に係る昭和61年7月1 日の被保険者資格取得及び平成元年3月21日の同喪失の記録が追加されたことが オンライン記録で確認でき、当該期間当時、申立期間は未加入期間であり、制度上、 保険料を納付することはできず、当該記録追加時点においては、当該期間の保険料 は時効により納付することはできない。

申立期間⑩、⑪、⑫及び⑬については、申立人は、申立人の妻の保険料も一緒に 納付していたと説明しているが、妻はこれらの期間の保険料が未納である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年9月までの国民年金保険料については、付加保 険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが 必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から59年9月まで

私の父は、私が厚生年金保険適用事業所を退職した際に国民年金の加入手続を 行い、昭和47年11月から付加保険料を含む国民年金保険を納付してくれていた。 その後、上京してからは自身で付加保険料を含む保険料を納付してきた。申立期 間の付加保険料を含む保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き昭和44年8月から60歳に到達するまでの期間の国民年金保険料(定額保険料)を全て納付しており、47年11月には付加保険料の申出を行い、申立期間及び過年度納付した期間(10か月)を除き申出後の付加保険料は全て納付済みであり、申立期間前後の期間は付加保険料を含む保険料は納付済みである。

また、申立人は、昭和 51 年5月に上京して店を経営し、申立期間当時は、経営 状況は順調であったとしており、その後の職業及び住所に変更は無く、当時の生活 状況に大きな変化は無かったものと認められること、当時保険料を納付したとする 区の出張所は保険料の収納取扱いを行っていたこと、当該区では、その当時は保険 料の未納者に対して催告状を送付していたが、申立人は催告状を受け取った記憶は 無いとしていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から54年3月まで

私は、昭和53年12月に会社を退職後、A区役所で国民年金の再加入手続を行い、送られてきた納付書により申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は、オンライン記録によれば、申立期間を除き、国民年金の加入期間の国民年金保険料を全て納付していることが確認できる。

また、申立人が記憶する申立期間の保険料の月額は、申立期間当時の保険料月額とおおすね一致する。

さらに、申立人は、「会社を辞めるたびに、その都度、必要な手続を行った。」と述べている上、オンライン記録によれば、申立期間を除き、これまで4回にわたる厚生年金保険から国民年金への切替えにおいて、切替直後の保険料が全て納付されていることが確認できる。加えて、申立人が所持する年金手帳によると、申立期間に係る被保険者資格の得喪に関する記載部分に、申立人が申立期間後に居住していたとみられるB区の印が押されているものの、申立期間当時において申立人が居住していたA区では、厚生年金保険から国民年金への切替手続時に年金手帳を持参していない場合も当該手続を行うことはあるとしている。これらのことから、申立人は、申立期間当時、申立期間に係る国民年金への加入手続を行ったと考えるのが自然である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から同年6月まで

私は、夫が昭和 63 年3月に会社を退職したため、第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を市役所で行った後、私が夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付した。申立期間について、夫の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、夫が会社を退職した後、市役所で被保険者の種別変更手続を行い、夫婦二人分の保険料を金融機関で納付したと説明しており、昭和63年8月22日に申立期間直後の第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更処理が行われていることがオンライン記録で確認できることから、同年同月同日以前に申立期間の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更処理が行われたものと推測され、申立期間に係る種別変更手続は適切に行われたものと考えられること、申立人が納付したとする保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致すること、申立人が一緒に納付したとする申立人の夫は申立期間の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年 10 月から9年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年7月

② 平成8年10月から9年1月まで

私は、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。60 歳になってからも将来の年金受給額を増やすため、申立期間②の保険料も納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は4か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していること、申立人は60歳になった平成8年\*月に国民年金の任意加入手続を行い、当該期間直前の2か月分の保険料を9年2月に現年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点で当該期間の保険料を現年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、当該期間は平成8年3月に第1号被保険者の資格取得日が昭和63年8月1日から同年7月31日に記録訂正された際に生じた未納期間であることが確認でき、当該記録訂正以前は第3号被保険者期間であったことがオンライン記録で確認できること、申立人の夫も同様に記録訂正をされており、当該期間は未納であること、当該記録訂正時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年10月から9年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年2月及び同年3月並びに同年6月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月から2年1月まで

② 平成2年10月

③ 平成3年2月及び同年3月

④ 平成3年6月から4年3月まで

私の母は、私が勤務していた会社が厚生年金保険適用事業所ではなかったので、 私が 20 歳になった平成元年\*月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行ってく れた。国民年金保険料は、私が毎月、月末に市役所で納付していた。申立期間の 保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、当該期間はそれぞれ2か月及び10か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成4年3月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間③の国民年金保険料を過年度納付すること、申立期間④の保険料を現年度納付することがいずれも可能であったほか、申立期間③直後の期間及び申立期間④前後の期間の保険料は現年度納付されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、当該期間の保険料の納付額及び納付書に関する記憶が曖昧であるほか、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の母親は、加入手続を行った時期に関する記憶が定かでない。

また、申立期間①については、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、母親は、申

立人が現在所持する年金手帳は加入手続時に市役所でもらった手帳であると説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、当該期間の保険料は納付期限を過ぎて納付した ため、平成2年 11 月分の保険料に充当されており、その結果、当該期間の保険料 は未納となっていることがオンライン記録で確認できるなど、申立人が当該期間の 保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年2月及び同年3月並びに同年6月から4年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和37年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から平成2年12月まで

② 平成3年4月から4年3月まで

私は、昭和 58 年3月に短大を卒業した後、父に国民年金の加入手続をしてもらい、当初は父に国民年金保険料をまとめて納付してもらったこともあったが、 仕事を始めてからは自身で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は 12 か月と短期間であり、申立人の国民年金 手帳の記号番号が払い出された平成3年9月の時点で、当該期間の国民年金保険料 は現年度納付することが可能であったほか、当該期間直前の3年1月から同年3月 までの期間は保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、この 納付時点では当該期間の保険料を現年度納付又は過年度納付することが可能であり、 申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄の「被保険者でなくなっ た日」は当該期間直後の平成4年4月1日と記載され、申立人が6年5月まで居住 していた区の押印が確認できることから、申立人は当該期間直後の資格喪失手続を 当該区で行っていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人及びその父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続及び加入当初に保険料を納付してくれたこともあったとする父親から保険料納付の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、申立人は、加入手続を父親にしてもらったとする時期及び父親にまとめて納付してもらったとする保険料の納付時期、納付期間及び納

付金額に関する記憶が曖昧であり、仕事を始めてから自身で納付したとする保険料の納付時期、納付期間、納付場所及び納付金額に関する記憶も定かでない。

また、上記の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の大半は時効により保険料を納付することはできない期間であったほか、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人及びその父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3 年4月から4年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 13 年8月及び同年 12 月から 14 年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年8月

② 平成13年12月から14年3月まで

③ 平成14年10月から15年1月まで

私は、平成 11 年 3 月末に厚生年金保険適用事業所を退職した後に実家へ戻り、 市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、13 年 9 月に就職する までの間に送付されてきた納付書で国民年金保険料を毎月納付した。その後、 同年 12 月に当該事業所を退職した際に再度国民年金への切替手続を行い 15 年 2 月に再就職するまで保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされ ていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、当該期間は1か月及び4か月とそれぞれ短期間であるほか、申立人は最寄りの郵便局で毎月国民年金保険料を納付していたと説明しており、申立期間当時には当該郵便局は開設され、納付頻度も月単位であり、当該期間当時の保険料はおおむね毎月納付されていることがオンライン記録で確認できるなど、その内容は当時の状況と合致している。

また、申立人は、申立期間①直前の平成11年4月から13年7月までの期間の保険料を現年度納付していること、申立期間②直後の14年4月から同年9月までの期間の保険料は同年5月から同年9月にかけて現年度納付していることがそれぞれオンライン記録で確認でき、これらの納付時点で申立期間①及び②の保険料は過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人に対して平成 16

年7月 12 日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、この納付書は当該期間の保険料に係るものと考えられ、当該納付書発行時点では当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったが、申立人は、15 年2月に就職した後は保険料を遡って納付したことはないと説明しているほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、当該期間の保険料を納付していたことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や新たな具体的な説明は無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成13 年8月及び同年 12 月から 14 年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 12 年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から12年3月まで

② 平成12年6月

私は、平成7年度は国民年金保険料の納付について免除申請を行ったが、8年4月から14年1月に厚生年金保険に加入するまでの期間は保険料を数か月分まとめて納付しており、申立期間の保険料が未納又は免除とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は1か月と短期間であり、申立人は、当該期間直前の平成12年4月及び同年5月の国民年金保険料を14年2月に、当該期間直後の12年7月及び同年8月の保険料を14年8月にいずれも過年度納付していることがオンライン記録で確認できるほか、申立人は当該期間後の保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当該期間の保険料の免除申請手続は行っていないと主張しているが、当該期間のうち、申請免除記録がある平成9年4月から10年3月までの期間、同年4月から11年3月までの期間及び同年8月から12年3月までの期間はいずれも申請免除の始期の翌月に免除申請を行っていることがオンライン記録で確認でき、当該記録に不自然な点は見られない。

また、申立人は、上記のほか、平成8年4月から9年3月までの期間及び11年4月から同年7月までの期間の保険料も数か月分をまとめて納付したと説明しているが、保険料の納付時期、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たら

ない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年9月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年6月から55年3月まで

② 昭和56年4月から同年9月まで

③ 昭和58年1月から同年3月まで

私は、結婚する直前に国民年金の加入手続を行い、その際、区役所職員から国 民年金保険料を2年分遡って納付すれば、20歳からの保険料を納付したことに なると聞いたため、加入前の2年分の保険料を現年度保険料とともに複数回に分 けて納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 57 年4 月頃に払い出され、この払出時点では、当該期間の保険料は現年度納付することが 可能であり、当該期間は6か月及び3か月とそれぞれ短期間であるほか、当該期間 前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金加入時に、区役所職員から保険料を2年遡って納付すれば、20歳からの保険料を納付したことになると聞いたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が20歳に到達した時期から約6年後の昭和57年4月に払い出されており、この払出時点では当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時は6年間も遡って保険料を納付できる制度は無かったなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和

56年4月から同年9月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年4月及び同年5月並びに平成5年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ① 昭和58年4月及び同年5月

② 平成5年8月

私の母は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれた。婚姻後の申立期間②は、私が国民年金被保険者の種別変更手続を行い保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は2か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和59年4月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間①の国民年金保険料は現年度納付することが可能な期間であったほか、申立人の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親及び申立人と同様に母親が保険料を納付していたとする父親は、申立期間の自身の保険料が納付済みである。

また、申立期間②については、当該期間前の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更は、平成5年11月22日に処理されていることがオンライン記録で確認でき、この種別変更処理時点では、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人は上記以外の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行っており、昭和61年4月以降は保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年9月まで

私は、昭和 36 年 3 月頃に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は昭和36年2月27日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得し、申立人の国民年金手帳の記号番号は同年4月に払い出されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料は納付することが可能であったほか、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を一括して納付した場合の金額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。また、上記手帳記号番号の払出簿及び特殊台帳では、申立人の名前の記載が誤っており、オンライン記録でも平成13年2月まで申立人の名前が誤って記録されていたなど、申立人に係る記録管理が適切でなかった状況も認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から42年3月まで

私の国民年金の加入手続は私の兄が行い、結婚後の国民年金保険料は私が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の 国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間当初の昭和41年11月に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得しており、申立期間直前の同年10月の保険料を同年11月に現年度納付していることが特殊台帳で確認でき、この納付時点では申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

## 東京厚生年金 事案 22888

#### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成3年11月21日から4年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の当該期間の標準報酬月額(18万円)を3年11月及び同年12月は24万円、4年1月は22万円、同年2月は20万円、同年3月から同年6月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月21日から4年9月21日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、当初の記録より低くなっている。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、18万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年11月30日より後の5年4月7日付けで、遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 18 万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成3年11月から4年6月までの期間について、申立人から提

出のあった給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額(上記訂正後の 18 万円)より高額であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成3年11月及び同年12月は24万円、4年1月は22万円、同年2月は20万円、同年3月から同年6月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、 既に死亡しており、保険料を納付したか否か等について確認できず、このほかに確認 できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。 また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立 てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、 これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

3 他方、申立期間のうち、平成4年7月及び同年8月については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額 (上記訂正後の18万円)と一致していることが確認できることから、特例法による 保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 東京厚生年金 事案 22891

#### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和48年9月19日、資格喪失日は49年1月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月19日から49年1月1日まで

私は、申立期間において、事業所の名称は正確には覚えていないが、B線C駅高架線下のブティックに勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人(旧姓)と同姓同名及び同一生年月日の者の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録(資格取得日は昭和 48 年 9 月 19日、資格喪失日は 49 年 1 月 1 日)が存在しているものの、当該被保険者記録は、基礎年金番号に未統合となっている。

また、申立人が申立期間に勤務したとする事業所の所在地、業務内容等に係る申立 人の供述は、A社の事業主及び元従業員の同社についての所在地、業務内容等に係る 供述と完全に一致していることから、申立人は、申立期間において、同社のB線C駅 にある店舗で婦人服販売の業務に従事していたものと認められる。

このため、上記の申立人(旧姓)と同姓同名及び同一生年月日の者の厚生年金保険 被保険者記録は、申立人のものであると判断される。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記未統合の記録から、6万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 基礎年金番号 : 別添一覧表参照

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月25日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、 申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事 業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記一覧表において確認できる厚生年 金保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉 (別添一覧表参照) とすることが妥当 である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件10件(別添一覧表参照)

事案番号	氏 名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額	
22895	男		昭和28年生		130万 円	
22896	男		昭和31年生		97万 8,000円	
22897	男		昭和41年生		88万 円	
22898	男		昭和29年生		73万 8,000円	
22899	男		昭和44年生		66万 5,000円	
22900	男		昭和46年生		65万 3,000円	
22901	女		昭和56年生		49万 2,000円	
22902	男		昭和57年生		48万 5,000円	
22903	男		昭和51年生		45万 6,000円	
22904	女		昭和47年生		12万 円	

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: )

基礎年金番号 : 〉別添一覧表参照

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 〈申立期間〉 (別添一覧表参照)

A社グループに勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、 申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生 年金保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉 (別添一覧表参照) とすることが妥 当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件10件(別添一覧表参照)

事案番号	氏 名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間	標準賞与額
22905	男		昭和54年生		平成15年12月12日	1万 円
22906	男		昭和45年生		平成15年12月12日	63万 4,000円
22907	男		昭和45年生		平成16年7月16日	1万 円
22908	男		昭和47年生		平成16年7月16日	1万 円
22909	男		昭和55年生		平成17年12月9日	33万 5,000円
22910	男		昭和38年生		平成17年12月9日	50万 5,000円
22911	男		昭和54年生		平成18年12月8日	25万 3,000円
22912	男		昭和50年生		平成19年7月25日	19万 4,000円
22913	男		昭和47年生		平成19年7月25日	39万 4,000円
22914	男		昭和48年生		平成19年12月25日	2万 9,000円

## 東京厚生年金 事案 22915

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月18日は25万円、17年12月9日は50万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月18日

② 平成17年12月9日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。 賞与の振込みが確認できる預金通帳を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る賞与明細書を所持していないが、申立人から提出された預 金通帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受けていることが確認で きる。

また、平成16年分及び17年分の課税資料及び同僚の賞与明細書により、申立人は、 申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認めら れる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、 事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれ ぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低 い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記課税資料において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 25 万円、申立期間②は 50 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て どおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについて は、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められな い。

## 東京厚生年金 事案 22916

#### 第1 委員会の結論

申立人のA社B事務所における資格取得日は昭和 25 年9月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正8年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月1日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間 も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。 (注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行った ものである。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は昭和 19 年6月1日にA社C事業所において被保険者資格を取得し、同事業所において 25 年9月1日に被保険者資格を喪失しており、同年 10 月1日に同社B事務所において被保険者資格を取得するまでの期間の被保険者記録を確認することができない。

しかしながら、A社から提出のあった「在社履歴」から、申立人が申立期間に同社に継続して勤務(昭和25年9月1日に同社C事業所D坑内係坑内主任から同社C事業所鉱務部鉱務課調査係調査主任に異動)していることが確認できる上、同社は、申立人は社員であり、転勤前後も同社に勤務していた旨回答している。

一方、A社B事務所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の一つ上段の欄に、生年月日は異なるものの、申立人と同姓の従業員名が記載されているところ、同人は昭和25年9月1日に資格取得、同年10月1日に資格喪失していることが確認できるが、同人の厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録では、当該記録を確認することができない。

また、上記従業員は、A社E炭鉱に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和25年9月12日から30年3月16日までの期間の被保険者記録が確認できるところ、当該記録はオンライン記録とも一致している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳から、A社C事業所における昭和25年9月1日の資格喪失日の原因欄に「転勤」と記載されているものの、同台帳上、次の資格取得日は、同社B事務所において、資格喪失日から1か月後の同年10月1日と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る申立期間の年金記録の管理は適切であったとは認められず、申立人のA社B事務所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和25年9月1日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事務所における昭和 25 年 10 月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成 17 年4月1日、資格喪失日が 23 年4月1日とされ、当該期間のうち、17 年4月1日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明 し、同社に申し出た。同社は資格取得日の届出誤りに気付き、年金事務所に事後訂正 の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に 反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人はA社に平成 17 年4 月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 東京厚生年金 事案 22919

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月21日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間はタクシー乗務員としてではなく、事故係として同社に勤務していたことは確かなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 37 年 9 月 20 日以降は、タクシー乗務員としてではなく、事故係としてA社に勤務していた。」旨供述しているところ、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に同社において被保険者記録が確認できる従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人は、同社において事故係として勤務していたことがうかがえる。

さらに、申立人から提出のあった、昭和 37 年9月分の給料支払明細表の「支給額」欄の「本給」欄に記載されている金額は、1か月間全てにわたって勤務した同年5月分から同年8月分までの給料支払明細表の「本給」欄の金額と同額であることから、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出のあった昭和 37 年4月分から同年9月分までの各月の給料支払明細表の「控除額」欄の「厚生年金」欄には、「630」と記載されており、標準報酬月額3万6,000円に見合う厚生年金保険料630円が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年9月分の給料支払明細表にお

いて確認できる保険料控除額から判断して、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったか否 かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認 められない。

## 東京厚生年金 事案 22920

## 第1 委員会の結論

総務大臣から平成23年11月15日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同あっせん後に、申立人の申立期間③について、本件申立日(平成23年8月31日)において保険料徴収権が時効により消滅していない期間に係る賞与であることが確認されたことから、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、当該期間に係る標準賞与額を60万2,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和40年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月10日

② 平成20年12月10日

③ 平成21年7月10日

A薬局に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同薬局は平成23年8月31日付けで年金事務所に対して賞与支払届を提出したが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①から③までの標準賞与額に係る記録については、A薬局から提出された給料台帳から、申立人は、各申立期間に同薬局から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと、及び事業主は申立期間に係る保険料の納付義務を履行していないと認められるとして、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、平成23年11月15日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

一方、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅している期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することと

している。

申立期間③に係る標準賞与額については、平成23年8月31日付けの事業主からの事後訂正の届出に基づき、年金事務所において、当該標準賞与額に係る保険料徴収権が時効により消滅した期間であり、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するとして、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされていた。

そのため、当委員会において、当該期間に係る標準賞与額については、特例法による記録訂正が必要であるとしていたが、当該標準賞与額に係る保険料徴収権は、本件申立日(平成23年8月31日)において時効により消滅していないことが確認されたことから、当該標準賞与額に係るあっせんについては、特例法ではなく、厚生年金保険法を適用することとなる。

また、当該期間については、上記給料台帳により、標準賞与額(60万2,000円)に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間③に係る標準賞与額については、平成23年11月15日付けあっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、60万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた と認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を100万円とすることが必要 である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日

② 平成16年12月10日

③ 平成17年12月12日

A病院に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同病院は、申立期間②及び③について、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該期間は年金の給付に反映されない記録となっている。申立期間に賞与は支払われていたので、申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A病院の申立期間当時の経理担当者は、「当病院は年に2回の賞与の支払があり、申立人には、申立期間①、②及び③に100万円の賞与を支払い、厚生年金保険料を控除していた。申立人の賞与明細書は手書きで自分が記入していた

ので間違いない。」旨述べている上、オンライン記録において、申立期間前後の標準 賞与額について、いずれも7月と12月に100万円と記録されている。

また、A病院が加入しているB健康保険組合及びC厚生年金基金から提出された申立人の健康保険被保険者記録及び基金加入員台帳の記録によると、申立期間①の標準 賞与額が100万円と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人に係る平成 16 年度(15 年分)の市民税・県民税所得回答書において確認できる社会保険料控除額から推認できる当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立人の主張する標準賞与額であると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間にA病院から100万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 現在のA病院の事業主は、当時の資料が無く、保険料を納付したか否かについては不 明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでな いと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記市民税・県民税所得回答書で推認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②及び③について、上記経理担当者は当該期間に申立人の主張する賞与を 支給していた旨述べている上、オンライン記録において、申立期間前後の標準賞与額 について、いずれも7月と12月に100万円と記録されている。

また、申立人に係る平成 17 年度 (16 年分) 及び 18 年度 (17 年分) の市民税・県民税所得回答書において確認できる社会保険料控除額から推認できる当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立人の主張する標準賞与額であると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間にA病院から100万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年4月4日付けで、当該期間に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた と認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 18 万円とすることが必要 である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ18万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日

② 平成16年12月10日

③ 平成17年12月12日

A病院に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同病院は、申立期間②及び③について、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該期間は年金の給付に反映されない記録となっている。申立期間に賞与は支払われていたので、申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A病院から提出された賞与支給時の給与支給明細書により、 申立人は、当該期間に同病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料 を事業主により賞与から控除されていたと認められる。 また、申立期間①の標準賞与額については、上記給与支給明細書で確認できる保険料控除額及び賞与額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 現在のA病院の事業主は、当時の資料が無く、保険料を納付したか否かについては不 明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでな いと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上 記給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保 険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び 周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②及び③について、A病院から提出された賞与支給時の給与支給明細書により、申立人は、当該期間に同病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②及び③の標準賞与額については、上記給与支給明細書で確認できる保険料控除額及び賞与額から、それぞれ18万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年3月28日付け及び同年7月10日付けで、当該期間に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた と認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 43 万円とすることが必要 である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月10日は38万円、17年12月12日は35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日

- ② 平成16年12月10日
- ③ 平成17年12月12日

A病院に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同病院は、申立期間②及び③について、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該期間は年金の給付に反映されない記録となっている。申立期間に賞与は支払われていたので、申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A病院から提出された賞与支給時の給与支給明細書により、 申立人は、当該期間に同病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料 を事業主により賞与から控除されていたと認められる。 また、申立期間①の標準賞与額については、上記給与支給明細書で確認できる保険料控除額及び賞与額から、43万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 現在のA病院の事業主は、当時の資料が無く、保険料を納付したか否かについては不 明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでな いと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上 記給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保 険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び 周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②及び③について、A病院から提出された賞与支給時の給与支給明細書及び申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、当該期間に同病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②及び③の標準賞与額については、上記給与支給明細書及び預金通帳で確認又は推認できる保険料控除額及び賞与額から、平成16年12月10日は38万円、17年12月12日は35万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年3月28日付け及び同年7月10日付けで、当該期間に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成 12 年2 月を22 万円、同年3月を30 万円、同年4月及び同年5月を26 万円、同年6月を28 万円、同年7月から13年6月までを26 万円、同年7月を16 万円、同年8月を20 万円、同年9月を16 万円、同年10月及び同年11月を18 万円、14年1月を15 万円、同年2月から同年9月までを18 万円、15年4月を22 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していない と認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成 15 年 5 月 29 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額の記録については、平成 16 年1月から同年6月までを24万円、同年7月を19万円、同年8月を15万円、同年9月を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和48年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年2月7日から15年5月29日まで

② 平成15年5月29日から16年1月1日まで

③ 平成16年1月1日から同年10月1日まで

B社に勤務した申立期間①及びA社に勤務した期間のうち申立期間③の標準報酬月額が、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。また、A社に勤務していた期間のうち申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①、②及び③の「勤務明細報告書および支払明細書」を提出するので、正しい記録に訂

正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成12年2月から13年11月までの期間、14年1月から同年9月までの期間及び15年4月について、申立人から提出された「勤務明細報告書および支払明細書」において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成12年2月は22万円、同年3月は30万円、同年4月及び同年5月は26万円、同年6月は28万円、同年7月から13年6月までは26万円、同年7月は16万円、同年8月は20万円、同年9月は16万円、同年10月及び同年11月は18万円、14年1月は15万円、同年2月から同年9月までは18万円、15年4月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答が無いことから確認することはできないが、上記支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は上記支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成13年12月については、上記支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間①のうち、平成 14 年 10 月から 15 年 3 月までの期間について、 申立人は当該期間に休職していたと述べている上、休職期間中の支払明細書を保有していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、上記支払明細書及び複数の同僚の回答から判断すると、申立 人は当該期間にA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か ら控除されていたと認められる。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 16 年1月1日であり、当該期間は適用事業所となっていない期間であるが、同社に係る商業登記簿謄本により、同社は当該期間に法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記支払明細書において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は適 用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかっ たと認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

3 申立期間③について、上記支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保 険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額である ことが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成16年1月から同年6月までは24万円、同年7月は19万円、同年8月は15万円、同年9月は20万円とすることが妥当である。なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答が無いことから確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立 てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、 これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人に係る平成 20 年4月1日から同年7月1日までの期間は、厚生年金保険法第75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(平成 20 年4月1日)及び資格取得日(平成 20 年7月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和55年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月1日から同年7月1日まで

私は、平成20年7月14日まで育児休業の申出をし、同年4月1日に復職したが、 A社は23年8月に育児休業等取得者終了届を提出したため、申立期間の記録は年金 の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る社員情報照会発令履歴情報及び賃金台帳により、申立人が平成20年4月1日に育児休業を終えて復職し、申立期間に同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及 び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立 人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準 報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付していないとしていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年6月27日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が 無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、厚生年 金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、 給付されるよう記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は申立 期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与 から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金 保険料控除額及び賞与額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年6月27日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が 無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、厚生年 金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、 給付されるよう記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は申立 期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与 から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金 保険料控除額及び賞与額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年6月27日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が 無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、厚生年 金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、 給付されるよう記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は申立 期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与 から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金 保険料控除額及び賞与額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年5月25日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月30日から7年5月25日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成7年5月頃に社長から、「業績悪化のため厚生年金・健康保険に加入することができなくなった。給与から控除した保険料を返金するので各自で国民年金、国民健康保険に加入してほしい。実は数か月前に厚生年金保険から脱退している。」旨の話があり、翌月に手術を控えていたため慌てて健康保険の任意継続被保険者の手続を行い、還付された保険料で国民年金を支払ったが、社長から話があったのは5月なので、資格喪失日を同年5月25日に訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、平成4年1月27日から7年12月22日までA社に 勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年11月30日より後の7年5月25日付けで、申立人を含む43人の資格喪失日が遡って6年11月30日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、A社の所在地を管轄する法務局に同社に係る商業登記の記録は見当たらないことから、同社が法人であったか否かを確認することができないものの、同社が適用事業所でなくなった平成6年11月30日に被保険者が43人いることが確認できることから、同社は同日において厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所(当時)が、同日に同社が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に被保険者であった従業員に 照会したところ、7人から回答があり、このうち申立人を知っているとしている二人は、 「申立人は役員ではなかった。」旨回答していることから、申立人は当該喪失処理に関 与していなかったことが認められる。 さらに、上記回答があった7人のうち5人は、「A社において社会保険料の滞納の話 を聞いたことがある。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年11月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理が行われた7年5月25日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成6年 10 月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年9月1日から6年4月30日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から6年4月30日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より大幅に低くなっている。そのため、調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年9月から6年3月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成6年4月30日)の後の同年5月27日付けで、遡って8万円に減額訂正され、さらに、同年6月7日付けで、4年9月から同年12月までについて20万円に訂正されていることが確認できる。

また、A社が適用事業所でなくなった日に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 従業員7人のうち、申立人を含む3人の取締役に係る標準報酬月額の記録が遡って減額 訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間及び上記訂正処理日において取締役であったことが確認できるものの、同社の元事業主は、「標準報酬月額の遡及訂正処理手続や書類の作成は事業主が行った。社会保険の手続に関しても、申立人は部署が違うので、関わりは無かった。」旨回答している。

加えて、A社の元取締役は、「申立人は副社長だったが、現場監督をしていた。入札の資料を作ってもらったりしていた。営業や入札にも立ち会ってもらった。社会保険と経理は、B社から来た担当者が社長の指示でやっていた。」旨供述しており、同社の元

従業員は、「申立人は、工事の仕様書をワープロで作っていた。申立人は社会保険の事務を担当していないと思う。担当していたのは経理の人だと思う。」旨供述していることから、申立人は、当該訂正処理に関与していなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成3年2月から4年8月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、3年2月から4年4月までは記録訂正は行われていないが、6年5月27日付けで、4年5月から同年8月までは8万円に減額訂正され、6年6月7日付けで、4年5月から同年8月までについて20万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人から取引銀行発行の当該期間に係る普通預金取引推移一覧表の提出はあるものの、申立人は申立期間に係る給与明細書等を保管しておらず、A社の申立期間当時の事業主は、「申立期間当時の賃金台帳、源泉徴収簿等は残っていない。」旨供述していることから、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、申立期間前後にA社において被保険者記録が確認できる従業員に照会したところ、4人から回答があったが、いずれの者からも給与明細書の保管について確認できないことから、当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和47年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月16日から48年1月20日まで

A社に昭和47年10月16日から勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給料支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給料支払明細書により、申立人がA社に昭和47年10月16日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給料支払明細書の保険料控除額から、 5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、B社は、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日を昭和 47 年 10 月 16 日と届け出るべきところ、届出が遅れたこともあり、48 年 1 月 20 日と届け出た ものと思われるとしていることから、事業主が、同日を資格取得日として届け、その結 果、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を 行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行してい ないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 30 万円に訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月1日から同年12月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額と相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、昭和 56 年1月の随時改定(処理日の記載は無い。)により、従前の 30 万円から 9 万 8,000 円に減額となっていることが確認できるが、申立人は、申立期間も給与額は 30 万円であったと主張している。

一方、上記被保険者名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 56年12月31日より後の57年2月22日付けで、従業員90名の標準報酬月額が56年1月以前に遡って減額訂正されていることが確認できるほか、処理日の記載は無いが、従業員4名の標準報酬月額が同年1月に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、申立人と同様に、従業員 12 名の標準報酬月額が昭和 56 年1月の随時改定(処理日の記載は無い。)により、9万 8,000 円に減額となっていることが確認できるが、そのうちの1名から提出された同年1月分から同年9月分まで及び同年 11 月分の各給与支給明細書によると、給与額は減額されておらず、減額前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社のオーナーであった者及び元取締役は、同社は厚生年金保険料を滞納していたと供述している。

加えて、A社の複数の元従業員は、申立期間の前と申立期間とで申立人の勤務形態及び業務内容は同じであったと思うと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和 56 年1月の標準報酬月額の随時改定は、57 年2月 22 日付けの標準報酬月額の減額訂正処理に合わせた処理で、事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所(当時)が行った当該処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人に係る当該処理前の記録から、30 万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間②のうち、平成7年12月31日から8年4月8日までの期間について、申立 人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年4月8日であると認めら れることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については22万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和42年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年10月1日から7年4月1日まで

② 平成7年12月31日から8年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。 勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認 めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人は当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格 喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年12月31日より後 の8年4月8日付けで、遡って7年12月31日と記録されており、申立人のほかにも元 事業主、元取締役及び複数の元従業員の資格喪失日が同様に処理されていることが確認 できる上、元事業主及び元取締役は、8年4月8日付けで、標準報酬月額が7年7月ま で遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立期間②に同社は閉鎖されておらず、 法人事業所であることが確認できることから、同社は、当該期間も厚生年金保険法の適 用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。そのため、社会保険事務所 (当時)において、同社が平成7年12月31日に適用事業所でなくなったとする処理を 行う合理的な理由は無い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人のA社における資格 喪失日を平成7年12月31日とする処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記 録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日を当該処理日である8 年4月8日に訂正することが必要である。

なお、平成7年12月から8年3月までの標準報酬月額については、申立人のA社における7年11月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、平成8年4月8日から同年9月1日までの期間について、申立人は当該期間に係る給与明細書等を保有しておらず、また、元事業主に照会したが回答は無く、申立人と同様に遡って資格喪失日が7年12月31日となっている元同僚は、給与から厚生年金保険料がいつまで控除されていたのかは不明であると供述しており、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、申立人は、B国の短期留学から帰国後すぐの平成6年 10 月 1 日にA社に再入社し、当該期間も同社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主に 照会したが回答は無く、申立人の元同僚は、申立人が同社に再入社したことは記憶して いるものの、再入社の時期については不明であると供述しており、申立人の当該期間に おける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における被保険者資格の再取得日は平成7年4月1日となっており、厚生年金保険の被保険者資格の再取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 12922

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月、同年10月、45年1月、49年7月から50年6月までの期間及び60年7月から61年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月及び同年10月

② 昭和45年1月

③ 昭和49年7月から50年6月まで

④ 昭和60年7月から61年6月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した後、国民年金の加入手続をし、各申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人から申立期間当時の保険料の納付状況等を聴取することができず、申立人の妻から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の次女に申立期間の保険料の納付状況を聴取したところ、次女は、「父は昭和40年9月以降60年7月までの期間に厚生年金保険適用事業所を退職したいずれの時期についても、国民年金の加入及び再加入手続をしていたと思う。」と説明しているが、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 12923

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 11 月から 15 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月から15年4月まで

私は、厚生年金保険適用事業所に在職中だった平成 15 年 5 月から 17 年 11 月までの間に、申立期間の国民年金保険料の督促を受けて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料を申立期間直後の厚生年金保険適用事業所に勤務していた平成15年5月から17年11月までの期間に納付したと説明しているが、申立期間は18年4月4日に国民年金被保険者期間として記録追加されていることがオンライン記録で確認でき、それまでは、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人が納付したとする上記時期では、制度上、保険料を納付することはできず、当該記録追加時点でも時効により保険料を納付することはできないほか、申立人は申立期間の国民年金の再加入手続及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、平成15年分から17年分までの源泉徴収票を所持しているが、15年分及び16年分の給与支払者は、当該各1年分の当該徴収票の「社会保険料等の金額」には国民年金保険料は含まれていないと説明しており、17年分の源泉徴収票の摘要欄の「国民年金保険料等の金額」には金額が記載されていないことから、当該3年分の源泉徴収票は申立期間の保険料を納付していたことを示す資料と認めることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 12924 (事案 1469 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から49年3月まで

私の母は、私が 20 歳の頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民 年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされている ことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の加入手続、保険料の納付状况等が不明であり、また、申立期間は平成10年1月に国民年金被保険者としての加入記録が追加された期間であり、それ以前は未加入期間とされており、当時同居していた申立人の妹も申立期間は未加入期間となっているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出され、国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、申立期間当時に母親と一緒に郵便局等に行き、自身の保険料を納付したことを記憶していると主張しているが、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 12925

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和54年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から14年3月まで

私は、厚生年金保険適用事業所に就職する直前に学生納付特例期間の国民年金 保険料を納付するように母から言われたため、母に現金を渡して申立期間の保険 料を一括で納付してもらった。申立期間が学生納付特例期間とされ保険料が未納 とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、母親に依頼して学生納付特例期間の 保険料の追納の申込み及び保険料の追納をしてもらったと説明しているが、母親は、 当該追納の申込みに係る追納申込承認通知書及び保険料の納付書の受領に関する記 憶が曖昧である。

また、母親は、申立人が平成 14 年4月1日に就職する前に申立期間の保険料を一括で追納したと説明しているが、追納の申込みがなされたことはオンライン記録に無く、申立人が当時居住していた区を管轄する年金事務所では、学生納付特例期間中の 13 年度内に保険料の追納の申込みがあった場合には、追納の申込みされた月以降の期間に係る学生納付特例の申請取消処理が行われ、追納保険料の納付書とは別に追納の申込み月以降の期間に係る現年度保険料の納付書が作成されることとなると回答しており、申立期間の保険料を一括で納付することはできないこと、母親が申立期間の追納保険料として一括で納付したとする金額は、申立期間の保険料の合計額と大きく相違していることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 12927

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私は、私と私の妻と母の3人の申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間について、私の妻の保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私と私の妻と母の3人の申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の妻の申立期間の保険料は納付済みとなっているものの、申立人がその妻とともに保険料を納付していたとする申立人の母親の保険料は、申立期間のうちの昭和 48 年1月から同年3月までの期間が未納となっていることが確認でき、申立内容と相違している。

また、申立人の昭和40年4月から45年3月までの期間の保険料は、申立人の国民年金被保険者台帳(以下「特殊台帳」という。)によれば、第1回特例納付により納付されていることが確認できるものの、申立人の母親の当該期間の保険料は、オンライン記録によれば、特例納付されていないことが確認できる。さらに、申立人の45年度及び46年度の保険料は、特殊台帳によれば、過年度納付されていることが確認できるが、申立人の妻の当該期間の保険料は、オンライン記録によれば、現年度納付されていることが確認できる。なお、申立人の特殊台帳によれば、申立期間の保険料は、未納であることが確認できる上、A区の年度別納付状況リストの記録とも合致しており、これらの記録に不自然な点は見当たらない。

これらのことから、申立人は、申立期間の前後において、必ずしも申立人の妻及 び母親と一緒に保険料を納付していなかったことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関係資料(家計簿、

確定申告書等)は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 12928

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの期間及び49年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで

② 昭和49年1月から同年12月まで

私は、昭和 47 年5月に会社を退職し家業を手伝うことになったので、その頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者台帳(以下「特殊台帳」という。)によれば、申立期間の国民年金保険料は未納となっていることが確認できる。また、昭和57年12月14日付けで作成されたA市の年度別納付状況リストにおいても、申立期間の納付記録は、未納となっていることが確認できる。これら特殊台帳及び納付状況リストにおける申立期間に係る納付記録は合致している上、当該記録に不自然な点は見当たらない。なお、これらの記録は申立人の当該期間に係るオンライン記録とも符合している。

さらに、申立人は、申立期間当時における金銭出納帳を提出しているが、その内容は、申立期間を除く昭和53年3月から54年4月までの期間の納付記録に係るものである。このことについて、申立人は、「申立期間に係る記録は無く、提出した記録しかない。そこに書いてあるように、きちんと管理して保険料を払ってきたということで提出した。」と述べているだけであり、当該資料から申立期間の保険料を納付したことはうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書等)は無く、申立人は申立期間の保険料の納付金額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 12929

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立期間 : 平成10年3月及び同年4月

私は、平成 10 年4月にA区からB市へ転居し、同年5月頃に、申立期間の国 民年金保険料を妻の分と一緒に金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納と されていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、平成 10 年4月にA区からB市へ転居し、同年5月頃に、申立期間の国民年金保険料を妻の分と一緒に金融機関で納付した。」と主張している。しかしながら、申立人から提出された平成 10 年分の確定申告書には、社会保険料控除として国民年金の支払保険料の金額が記載されているものの、その金額は、当該年の保険料額と相違し、正確な金額とはなっていない。

また、オンライン記録によれば、申立人の妻の申立期間の保険料は、申立人が妻の分と一緒に納付したとしているが、未納となっていることが確認できる。

さらに、平成9年1月以降は、基礎年金番号制度が導入され、年金記録の事務処理の機械化が促進されたことなどに伴い、基礎年金番号の異なる夫婦の保険料の納付記録がそろって漏れたり誤ったりするとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 12930

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月から61年3月まで

私は、昭和 60 年1月頃に、国民年金に加入し、申立期間のうちのこれまで未納となっていた期間の国民年金保険料数十万円を一括納付した。その後の申立期間の保険料も納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によれば、申立人が主張する昭和60年1月頃ではなく、61年9月頃にA市において、第3号被保険者として払い出されていることが推認できる。また、戸籍の附票によれば、申立人は、国民年金の加入手続を行ったと主張する60年1月においても同市に住所を定めていることが確認できることから、同一市において同一人に対して複数の手帳記号番号が払い出されることは考え難い上、当該手帳記号番号の払出しより前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。さらに、申立人が所持する年金手帳において、初めて国民年金の被保険者となった日として「昭和61年4月1日」の記載があり、オンライン記録においても申立期間は、国民年金に未加入の期間として管理されていることが確認できる。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

なお、申立人は、昭和 60 年1月頃に、申立期間のうちのこれまで未納となっていた保険料数十万円を一括納付した証拠として、同年1月19日付けの24万円の出金記録が記載された預金通帳の写しを提出しているが、仮に、申立人が同年1月に国民年金の加入手続を行ったとしても、申立期間のうち、56 年8月から57年9月までの期間は、時効により保険料を納付することはできない上、婚姻している同年

12 月から 59 年 12 月までの期間は、国民年金の任意加入期間における加入していない期間であり、制度上、保険料を遡って納付することができない期間である。その上、申立人は、「当該一括納付以後の期間の保険料納付については分からない。」と述べている。これらのことから、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、 確定申告書等)が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から54年9月まで

私の父は、私が昭和54年10月に婚姻する前に私の国民年金の加入手続を行い、 私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保 険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、私が昭和54年10月に婚姻する前に私の国民年金の加入 手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。」 と主張している。

しかしながら、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金 手帳の記号番号は、申立人が主張する昭和54年10月より前の時期ではなく、57年10月に払い出されていることが確認できる。また、申立人は、「現在所持している年金手帳以外に、別の手帳を所持した記憶は無い。」と述べていることから、当該手帳記号番号の払出しより前に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与して おらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父親から当時の事情を聴 取することが困難であるため、申立期間の保険料の納付状況等を確認することがで きない。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無い。

このほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる

周辺事情は見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から61年6月まで

私は、結婚した昭和47年11月頃に国民年金の加入手続を行った。申立期間の 国民年金保険料は、申立期間の当初の数年間は現金で納付し、その後は口座振替 で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「結婚した昭和47年11月頃に国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、63年7月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、当該手帳記号番号が記載され、平成17年5月に再交付された年金手帳を所持し、「再交付された当該年金手帳のほか、オレンジ色の年金手帳を所持していたが、それ以外の手帳を所持した記憶は無い。」と述べているが、申立人が所持していたとするオレンジ色の年金手帳は、申立人が加入手続を行ったとする昭和47年11月頃より後の、49年11月以降に交付されたものであることが推認できる。その上、申立人は、申立期間及び手帳記号番号の払出しの時期を通して住所の異動もないことから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間のうち、47年8月から61年3月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間のうち、昭和 61 年4月から同年6月までの保険料は、前述の 手帳記号番号の払出しの時点においては過年度納付することが可能であるものの、 申立人は、申立期間の保険料を遡って納付したことはないとしており、当該期間の 保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等)は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認める ことはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申立期間: 平成9年4月

私の父は、申立期間を含む私が大学生であった期間に係る私の国民年金保険料を毎月納付してくれていた。申立期間前後の保険料も納付済みであり、父が申立期間の保険料を未納にするはずがない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、申立期間を含む私が大学生であった期間に係る私の国民 年金保険料を毎月納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人が大学生であったとする申立期間直後の平成9年5月から10年3月までの期間の保険料は、オンライン記録によれば、時効期限直前の11年6月15日に一括で過年度納付されていることが確認できる上、申立期間は、当該過年度納付の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によれば、申立人が大学生であったとする申立期間直前の 平成8年4月から9年3月までの期間の保険料は、8年12月に一括で現年度納付 されており、10年4月から11年3月までの期間の保険料は、10年4月に一括で前 納していることが確認できる。その上、申立期間の保険料を納付したとする申立人 の父親は、「1か月分の保険料を納付することは考えられない。」と述べている。 これらのことから、「父が保険料を毎月納付してくれていた。」とする申立人の主 張に整合性がみられない。

さらに、申立期間は、平成9年1月以降の基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、年金記録の事務処理の電算化の進展により当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立期間の保険料の納付記録が漏れたり、誤ったりする

とは考え難い。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無い。

このほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

東京国民年金 事案 12934 (事案 7040 及び 9873 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から60年12月まで

私の妻は、私が会社を退職した直後の昭和 55 年7月に、A市において私の国 民年金の加入手続を行った。妻は、私の申立期間の国民年金保険料を自身の保険 料と一緒に納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされているこ とに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、前々回の申立てにおいて、i)申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の妻及び申立人は、国民年金の加入手続の状況、保険料の納付時期等の記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない、ii)また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和63年2月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどにより、既に当委員会の決定に基づき平成22年3月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 2 その後における申立期間に係る申立てについては、前回の申立てにおいて、i)年金手帳に記載された住所及び役所のゴム印から、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出されたのは、申立人がB市に転居した昭和62年8月以降であることが確認でき、ii)また、オンライン記録によれば、当該手帳記号番号の払出し前の61年1月から62年3月までの期間の保険料の納付記録は、手帳記号番号の払出し後に過年度納付されたものであると推認できるなどにより、既に当委員会の決定に基づき平成23年2月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとす

る通知が行われている。

3 今回、申立期間に係る申立てについては、申立人から新たな資料の提出は無く、申立人は、「年金手帳は2冊以上あったと記憶している。」と主張しているが、申立人が現在所持する年金手帳以外に所持していたとする年金手帳の色は、申立人が加入手続を行ったとする昭和 55 年7月当時に交付されていた年金手帳の色と相違する。

また、申立人は、「妻は、申立期間直後の昭和61年1月から62年3月までの期間の保険料は、B市へ転居する前の62年4月に、C区において過年度納付した。」と主張しているものの、申立人の手帳記号番号は、前述のとおり63年2月にB市で払い出されている上、申立人がB市へ住所を異動した後の63年3月に申立人に対して過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認できることから、申立人の妻は、62年4月にC区において当該期間の保険料を過年度納付することはできなかったものと推認できる。

さらに、申立人は、「昭和 63 年4月から同年7月までの期間に係る還付金の発生は、複数の手帳記号番号による重複納付により発生したものである。」と主張しているが、オンライン記録によれば、申立人の統合記録及び重複番号取消の記録は確認できない。

これらのことから、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 東京国民年金 事案 12937 (事案 10464 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年8月から 44 年2月までの期間及び 45 年8月から 49 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から44年2月まで

② 昭和45年8月から49年12月まで

私の母は、私が 20 歳の時に市役所で国民年金の加入手続をしてくれ、昭和 53 年 5 月に結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立 期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、また、申立人は、20歳の頃に母親が国民年金の加入手続をしてくれたと思うと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和50年11月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿で確認でき、当該払出時点では申立期間①の全て及び申立期間②の大半は、時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を所持した記憶は曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成23年4月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、保険料の納付を示す新たな資料として昭和 48年当時の母親の家計簿を提出し、「当該家計簿に48年3月2日に確定申告を行 った旨の記載があるので、この確定申告の保険料支払額の中に私の保険料が含まれていたと思う。」と説明しているが、当該家計簿の記載は、母親が申立人の保険料を納付していたことを示すものとまでは言えず、当該家計簿のその他の部分にも母親が申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる記載は確認できない。

また、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から平成2年3月まで

私の両親は、私が 20 歳になった時に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付 に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと する両親は、保険料額及び納付場所等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人は、現在所持する年金手帳は平成9年1月1日に基礎年金番号制度が発足した際に受領した手帳であり、これ以外の年金手帳を所持したことはないと説明していること、申立期間当時申立人は大学生であり、申立期間は任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年2月から54年10月まで

② 昭和54年11月から58年3月まで

申立期間①については、私が家業の手伝いをしていたことから、父が私の国 民年金の加入手続を行い、両親の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付し てくれていたはずである。また、申立期間②については、私が夫婦二人分の保 険料を6か月分又は1年分まとめて納付していた。申立期間における両親と夫 の保険料は納付済みであるのに、私の保険料だけが未納とされていることに納 得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の父親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和58年5月頃に払い出されており、当該払出時点で、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、父親から国民年金手帳を渡された記憶が無く、上記払出時に払い出された手帳記号番号が記載された年金手帳以外のほかの年金手帳を受領、所持した記憶は無いなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、婚姻時の転居手続及び氏名変更手続等に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、夫婦二人分の保険料を6か

月分又は1年分まとめて納付したと説明しているが、保険料額に関する記憶は曖昧であるほか、上記手帳記号番号払出時点で当該期間のうち54年11月から56年3月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、同年4月から58年3月までの期間は保険料を過年度納付することが可能ではあったが、申立人は保険料を遡って納付した記憶が無いこと、上記のとおり申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から同年9月までの期間、52年7月から53年4月までの期間及び平成7年6月から9年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申立期間: ① 昭和49年2月から同年9月まで

② 昭和52年7月から53年4月まで

③ 平成7年6月から9年7月まで

申立期間①及び②については、私は会社を退職した際に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間③については、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続の時期、保険料の納付頻度、保険料額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番された平成9年8月4日時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、当該期間は14年2月4日に国民年金の被保険者期間として記録追加されたことがオンライン記録で確認でき、当該期間当時は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は、上記付番時に交付された現在所持する手帳以外に、ほかの年金手帳を受領、所持した記憶が無いなど、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関 連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人には、上記のとおり厚生年金保険 の記号番号が基礎年金番号として平成9年8月4日に付番されており、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと説明しているほか、当該付番時点で当該期間のうち7年6月は時効により保険料を納付することができないこと、当該期間は14年2月4日に国民年金の被保険者期間として記録追加されたことがオンライン記録で確認でき、当該期間当時は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったこと、上記のとおり申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで

私は、20 歳を過ぎてから送付されてきた納付書で申立期間の国民年金保険料を納付した。旧姓が書かれた領収証書を所持していた記憶もある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付場所等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、婚姻前の旧姓が書かれた納付書で申立期間の保険料を納付した と説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻(昭和 62 年 8 月)後 の同年 9 月頃に払い出されていること、申立人は、申立期間当時に国民年金の加入 手続はしていないと説明しているほか、申立期間当時に年金手帳を所持していた記 憶は曖昧であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせ る事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年11月まで

私は、昭和 47 年4月に国民健康保険の加入手続を行った際に区役所職員から 国民年金への加入を勧められ、加入手続を行った。加入後は妻が自身の国民年金 保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入 で保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は加入時に一度だけ自身で保険料を納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらったと説明しているが、申立人が当時居住していた区では昭和46年から領収書方式で保険料を収納しており、申立期間当時に印紙検印方式による保険料収納は行われておらず、当時の納付方法と相違する。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間直後の昭和50年12月に任意加入したことにより払い出されており、当該資格取得日前の期間は未加入期間とされ、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は現在年金手帳を所持しておらず、無くしてしまった手帳は1冊であると説明しており、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から50年2月まで

私の妻は、昭和 50 年3月に妻が厚生年金保険適用事業所を退職した後、夫婦 二人の厚生年金保険から国民年金への切替手続を区役所で行い、その際に未納 であった私の申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未 加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする妻は、納付した保険料額について当初は10万円前後を納付したと説明していたが、その後1万円前後であったと説明を変更するなど、納付した保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、妻は、自身が厚生年金保険適用事業所を退職した昭和 50 年3月に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を遡って納付したと説明しているが、申立期間は妻が厚生年金保険被保険者期間であることから、申立人の当該期間は国民年金の任意加入適用期間となり、加入手続を行ったとする 50 年3月時点で申立期間まで遡って国民年金に任意加入し、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 50 年3月頃に払い出されており、申立人が所持する年金手帳の「国民年金記録(1)」欄の「被保険者となった日」は「昭和 50 年3月1日」、「被保険者の種別」が強制加入被保険者を示す「強」と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

加えて、申立人及びその妻は、現在所持する年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたこ

とをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人の希望により実施した口頭意見 陳述においても、申立人から新たな資料の提出は無く、新たな事情も認められなか ったなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見 当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から同年9月までの期間及び14年3月から16年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和56年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月から同年9月まで

② 平成14年3月から16年12月まで

私は 20 歳の時に市役所で国民年金の加入手続を行ったが、国民年金保険料は納付していなかった。正確には憶えていないが、厚生年金保険適用事業所を退職した平成 14 年3月以後でしばらくたった時に、保険料が時効で納付することができなくなるとの通知を受けたので、保険料を遡って一括納付し、その後の保険料は何回かに分けて納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は遡って一括して納付したとする保険料の納付期間、納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧であり、その後に何回かに分けて納付したとする保険料の納付時期、納付額及び納付頻度に関する記憶も定かでない。

また、申立人は、申立期間の保険料を当時居住していた市役所の窓口又は当該市役所の建物内に設置されていた金融機関の窓口で納付したと説明しているが、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期は、保険料の収納事務が市区町村から国に一元化された平成14年4月以後であることから、市役所の窓口では申立期間の保険料を納付することはできず、当時、市役所の建物内に窓口を設置していた金融機関は、当該窓口では国庫金の収納は行っていなかったと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 1 月から 46 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から46年12月まで

私の父は、私が 20 歳になった頃に区役所で私の国民年金の加入手続を行い、 私と両親の3人の国民年金保険料を納付してくれていた。その後に妹が 20 歳に なり厚生年金保険適用事業所に就職するまでは4人の保険料を3か月ごとに集金 人に納付しスタンプを押してもらっていたと聞いている。私が結婚した後も引き 続き父は私の保険料を納付してくれていた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の 状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、父親が所持する自身の国民年金手帳の昭和41年度から45年度までの「国民年金印紙検認記録」欄には、全て3か月単位で現年度納付したことを示す検認印が押され、父親は当該期間の保険料を現年度納付していることが確認できる一方、申立人が所持する申立人の国民年金手帳の昭和41年度から45年度までの「国民年金印紙検認記録」欄には検認の押印が無く、申立人と父親の納付状況は異なっている。

さらに、申立人は、申立人の妹が20歳になってからは、申立人、妹及び両親の4人の保険料を父親が納付してくれていたと説明しているが、妹は、自身が国民年金に初めて加入した時期は申立期間後に婚姻した後の昭和49年3月に任意加入した時であり、婚姻前の期間は国民年金に加入しておらず、保険料が未納であることは承知しており、父親から年金手帳を渡された記憶は無く、現在所持している年金手帳は任意加入時に渡された1冊のみで、別の年金手帳を所持した記憶は無いと説明し

ているなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から59年3月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から59年3月まで

② 昭和60年4月から61年3月まで

私は、申立期間①については、厚生年金保険適用事業所を退職後の昭和 52 年 3月か同年4月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、同年11月から59年3月までの間は厚生年金保険の加入期間があることは知っていたが将来年金が多くもらえると思い、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していた。申立期間②については、免除申請を行ったのか保険料を納付していたのか記憶が曖昧であるが、保険料を納付していたと思う。

申立期間①の保険料が付加保険料を含めて未納とされ、申立期間②の保険料が 未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、 確定申告書等)は無い。

申立期間①については、申立人は厚生年金保険に加入している間も付加保険料を含む保険料を納付していたと説明しているが、昭和53年10月から55年1月までの期間、同年6月から同年11月までの期間及び58年3月から同年9月までの期間の29か月の厚生年金保険の記録は平成18年12月6日に追加されていることがオンライン記録で確認できることから、当該期間当時、厚生年金保険の記録は無く、同年同月に記録追加された時点で厚生年金保険加入期間の付加保険料を含む保険料の還付記録も見当たらず、自身も還付を受けたことはないと説明している。また、申立人が納付していたとする当該期間の付加保険料を含む納付額は当時の付加保険料を含む保険料を含む保険料を納付し

ていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は当該期間において昭和59年度に引き続き免除申請したのか保険料を納付したのか定かでないとしており、保険料の納付額に関しても記憶が無いと説明している。また、申立人に対して昭和62年8月5日に過年度納付書が作成されており、申立人は61年4月以降、第3号被保険者に種別変更していることから、当該納付書は申立期間のうち60年7月から61年3月までの期間を対象としたものと推察され、この納付書作成時点で当該期間の保険料は未納であったものと考えられ、申立人は当該期間の保険料を遡って納付していた記憶は無いと説明しているほか、申立人が当時居住していた市では保険料の免除申請は毎年行う必要があったと説明しているが、申立人は一度だけしか免除申請はしていないとしているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、 申立人が申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間②の国民年金 保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から60年3月までの期間及び61年1月から平成3年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月から60年3月まで

② 昭和61年1月から平成3年8月まで

私は、私の夫が事業を立ち上げた昭和58年10月頃に、市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、私が夫婦二人の国民年金保険料を納期限までに納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成4年10月に夫婦連番で払い出され、同年同月に払出以前の被保険者資格の得喪記録が追加されていることがオンライン記録で確認できることから、当該払出時点までは申立期間①及び②はいずれも国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、手帳記号番号払出時点では申立期間①及び申立期間②の大半は時効により保険料を納付することができないほか、平成3年7月の保険料は時効後納付となる5年10月に納付されたため、3年9月の保険料に充当処理されたものであることから、この納付時点では申立期間②のうち同年7月の保険料は未納であったことがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では申立期間①及び②はいずれも時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人が納付していたとする夫も当該期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は別の手帳を所持した記憶が無いと説明しており、申立人が居住 する市及び社会保険事務所(当時)において、申立期間当時、申立人に対して国民 年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年2月まで

私の母は、私が昭和57年5月13日に入院した際に、私の国民年金の加入手続を行い、再就職する直前の58年2月まで国民年金保険料を納付してくれていた。 退院したのは57年9月か10月頃で、退院後は私が保険料を払っていたことがあったかもしれない。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は厚生年金保険から国民年金への切 替手続及び保険料の納付に関与しておらず、切替手続及び保険料の納付をしていた とする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不 明であり、申立人は、退院後は自身で保険料を納付していたことがあるかもしれな いと説明しているが、保険料の納付時期、納付場所及び納付額に関する記憶は曖昧 である。

また、申立人が所持する年金手帳には昭和56年8月21日に国民年金の被保険者 資格を喪失した以降の得喪記録は記載されておらず、申立期間は国民年金の未加入 期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であるほか、申立人は、 母親から別の年金手帳を渡された記憶は無く、見た記憶も無いと説明しており、申 立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうか がわせる事情も見当たらないなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付 していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

## 2 内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から51年12月まで

私の母は、私が 20 歳になった時に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金 保険料は両親の分と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされ ていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付 に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は、加入手続、 保険料の納付時期、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 54 年2月に払い出され、この払出時点は特例納付の実施期間中であるが、申立人は母親から特例納付をしたと聞いた記憶は無いと説明している。

さらに、申立人は上記手帳記号番号払出時点で、時効にかからない昭和 52 年1 月まで遡って保険料を納付しており、申立人と2番違いで手帳記号番号が払い出されている弟も申立人と同様に時効にかからない 20 歳まで遡って保険料を納付していることがオンライン記録で確認でき、この払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は婚姻する際に母親からオレンジ色の年金手帳は受け取ったが別の手帳を見た記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる問辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成16年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年11月

私は、平成16年10月末に厚生年金保険適用事業所を退職した直後に、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した記憶がある。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は平成16年12月1日に再就職する前に区役所で納付した記憶があると説明しているが、保険料の納付方法及び納付額に関する記憶は無く、保険料の収納事務は14年4月以降は国に一元化されたことから、申立期間当時は区役所で保険料の収納業務は行うことはできなかった。

また、申立人は、申立期間前に勤務していた厚生年金保険適用事業所を退職した直後に区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶があると説明しているが、平成16年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の同年12月24日に申立人に対して国民年金への加入勧奨が行われていることがオンライン記録で確認でき、この勧奨時点では国民年金への切替手続が行われていなかったと推察されることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立期間当時に確定申告で国民年金保険料の控除申告を行っていなかったと説明しており、当委員会が収集した申立期間当時の平成 16 年分及び17 年分の確定申告書及び課税証明書においても、国民年金保険料を納付したことを示す金額の記載は無かった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月及び4年3月から5年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ① 平成2年12月

② 平成4年3月から5年8月まで

私は、平成2年12月に厚生年金保険適用事業所を退職後に国民年金への切替手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付した。申立期間②については、海外に留学していたが、平成5年9月に帰国後、保険料を遡って納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、 確定申告書等)は無い。

申立期間①については、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を納付したと説明しているが、当該切替手続の時期、場所、保険料の納付額、納付時期及び納付方法に関する記憶が曖昧であり、申立人は、厚生年金保険加入のため昭和63年9月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、海外から帰国後の平成5年9月4日に国民年金に強制加入しているが、その間の被保険者資格取得記録は確認できないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

申立期間②については、申立人は海外に在住していたことが申立人の所持するパスポートの出入国記録で確認でき、申立人は海外から帰国後の国民年金に関する加入手続の内容、手続時期、保険料の納付額、納付時期及び納付方法に関する記憶が曖昧であるほか、帰国後に申立期間の保険料を遡って納付したと説明しているが、海外在住期間は任意加入適用期間であることから帰国後に遡って国民年金に加入することはできず、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年5月から平成4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和42年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月から平成4年2月まで

私は、昭和62年\*月に20歳になったので親から独立しようと思い、区役所で 国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、国民年金保険料は国民健康保険料 と一緒にほぼ毎月金融機関で納付していた。平成2年12月からは支払う余裕の ある時のみ納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納 得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、昭和62年5月から保険料をほぼ毎月納付していたと説明しているが、申立人が居住していた区では保険料の納付頻度が平成元年4月に3か月から1か月に切り替わっており、昭和62年5月から平成元年3月までの保険料の納付頻度が申立人の説明と相違するほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は3年10月に払い出されており、当該払出時点では申立期間のうち昭和62年5月から平成元年8月までの期間は時効により保険料を納付することができない。また、上記手帳記号番号の払出時点では平成元年9月から3年3月までの期間の保険料は過年度納付する必要があるが、申立人は未納分の保険料を遡って納付したことはないと説明している。

さらに、手帳記号番号払出時点では平成3年4月から4年2月までの保険料は 現年度納付する必要があるが、申立人は「2年 12 月からは支払う余裕のある時の み納付していたと思う。」としており、申立期間の保険料の未納月を特定すること ができないほか、申立人が現在所持する年金手帳に記載されている手帳記号番号は 3年1月に転居した区で払い出されたもので「平成」と印字されていることから、 当該手帳は平成になって作成されたものであり、申立期間当時に申立人に別の手帳 記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年3月の国民年金保険料については、学生納付特例により納付 猶予されていたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和55年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申立期間: 平成12年3月

私の母は、申立期間の学生納付特例の申請手続をしてくれたはずである。申 立期間が学生納付特例期間とされていないことに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の学生納付特例の申請手続をしたことを示す関連資料が無く、学生納付特例制度は、平成 12 年4月から施行されているため、申立期間は当該制度の対象期間にならないほか、申立人の基礎年金番号は同年2月に付番されていることから、申立期間の国民年金保険料について学生の免除申請手続を行うことは可能ではあったが、申立人の母親は当該手続をした記憶は無く、学生納付特例制度が同年4月から施行されたことを知らなかったので、申立期間を含めて学生納付特例の申請手続を行ったと思っていたと説明していることなど、申立人の母親が申立期間の学生納付特例の申請手続を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から 60 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から60年12月まで

私は、昭和50年頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を20歳まで 遡って毎月の保険料と一緒に分割して納付した。申立期間の保険料が未納とされ ていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和50年頃に国民年金の加入手続を行った際に20歳から未納の定額保険料を半額にしてもらい遡って納付したと説明しているが、申立期間当時に定額保険料を半額納付することは制度上できないほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の62年12月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、上記の手帳記号番号が記載された年金手帳のほかに申立期間当時に所持していたとする年金手帳の色は、申立期間当時に発行されていた手帳の色とは異なり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正5年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

私は、昭和 36 年頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は保険料の納付額及び納付方法に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 43 年6月頃に払い出され、申立人は同年4月1日に国民年金に任意加入していることが申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録で確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から58年3月まで

私は、昭和 51 年 12 月に厚生年金保険適用事業所を退職した後に実家に戻り、 国民年金に加入し国民年金保険料を定期的に納付してきた。申立期間の保険料 が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付頻度及び保険料額について憶えてないと説明しているほか、申立人は、昭和51年12月に会社を退職した後に国民年金に加入したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の58年12月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は保険料を遡って納付したか分からないと説明していること、申立人は上記の手帳記号番号が記載された年金手帳以外の年金手帳を所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から平成2年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私が大学を卒業するまでの国民年 金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納 得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付 に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする 母親は学生の強制加入制度が開始された頃に加入勧奨通知を受け取り、申立人の加 入手続を行ったと説明しているが、当該制度は平成3年4月から開始されている。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成3年5月に払い出されており、当該払出時点では元年3月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は上記の手帳記号番号が記載された年金手帳以外の年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は年金手帳の「初めて被保険者となった日」が昭和 62 年\*月\*日と記載されていることをもって、同日に国民年金に加入し、保険料を納付したはずであると説明しているが、当該事項は国民年金被保険者資格を取得した日であり、実際に国民年金の加入手続や保険料を納付した時点を示すものではない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和37年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から同年10月まで

私は、平成3年8月に厚生年金保険適用事業所を退職後、市役所で国民年金の加入手続をしたが、国民年金保険料は納付しなかった。4年1月頃に市の推進員が自宅に来て保険料の未納を指摘されたので、同年2月頃に保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後に厚生年金保険から国民年金へ切り換えた平成8年5月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することはできない期間であった。

また、平成8年5月に3年11月の国民年金の被保険者資格の喪失が記録追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加時点前は、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったほか、申立人は、上記の手帳記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立期間 : 平成4年8月から5年3月まで

私は、20 歳になった頃に国民年金の加入手続を行い、大学を卒業するまで国 民年金保険料の免除申請手続を毎年行っていた。申立期間の保険料が免除とされ ていないことに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、 申立人が申立期間の保険料の申請免除を受けるためには、平成4年9月末日までに 免除申請手続を行う必要があるが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間 後の5年5月以降に払い出されているほか、申立期間直後の5年度の申請免除期間 の免除申請日は、5年5月20日であることがオンライン記録で確認でき、当該申 請時点では申立期間の保険料を免除申請することができないこと、申立人は、現在 所持する年金手帳のほかに年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申 立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事 情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをう かがわせる周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から62年5月までの期間及び同年7月から63年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年11月から62年3月まで

② 昭和62年4月及び同年5月

③ 昭和62年7月から63年9月まで

私は、20 歳になった時に国民年金保険料の納付書が送られてきたが、学生のため納付することができなかった。厚生年金保険適用事業所を退職した後、再び納付書が送られてきたので、遡った1か月分の保険料と当該月の保険料を併せて納付した。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、厚生年金保険適用事業所を昭和 62 年に退職した後、保険料の納付書が送られてきたので、遡った1か月分の保険料と当該月の保険料を併せて納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成2年 12 月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点で過年度納付が可能であった昭和63年10月以降の保険料は納付済みと記録されている一方、申立期間①は、当時申立人は大学生であり、国民年金の任意加入適用期間の未加入期間で、保険料を納付することができない期間であり、申立期間②及び③の期間の保険料は、上記払出時点では時効により納付することができなかった。

また、申立人は、20歳の時にも保険料の納付書が送られてきたと説明しているが、当時、自身で国民年金の加入手続を行った記憶は無く、申立人の母親も加入手続は行っていないと説明しているほか、申立人は上記手帳記号番号が記載された年金手帳及び厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に別の国民年金の手帳記号番号が払い出されてい

たことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から52年9月まで

私の父は、私が厚生年金保険適用事業所を退職後に私の国民年金の加入手続を 行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未 納とされていることに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付 に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとす る父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明で ある。

また、申立人は、昭和 48 年2月に厚生年金保険適用事業所を退職した後に父親が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれていたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が自身の住民票上の住所を50 年11 月以降に実家所在地の市から移していたとする区において、申立期間後の54 年9月頃に払い出されていることが確認でき、この払出時点は、第3回特例納付の実施期間中であるものの、申立人は父親から特例納付により保険料を納付したことは聞いていないと説明しているほか、申立人と両親の住民票が同一市にあったとする時期に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 10 月から 14 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月から14年5月まで

私の夫は、申立期間の夫婦の国民年金保険料を納付しているはずである。申立 期間の夫の保険料は納付済みであるのに、私の申立期間が国民年金に未加入で保 険料が未納とされていることに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を自身の保険料と一緒に納付していたとする夫は、保険料の納付方法、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間の夫の保険料は平成15年2月14日に一括で納付されたことがオンライン記録で確認できるものの、申立人及びその夫は申立人の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続の記憶は無く、申立期間は22年3月18日に申立期間当初の13年10月1日の第3号被保険者資格喪失の記録が追加され未加入期間とされるまでは第3号被保険者期間と記録されており、納付書は発行されていないなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から45年3月までの期間及び48年4月から52年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から45年3月まで

② 昭和48年4月から52年6月まで

私の両親は、私の国民年金の加入手続を行ってくれ、私が婚姻するまでの国 民年金保険料も両親の分と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未 納とされていることに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人 の保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができな いため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、両親が申立人を含む3人分の保険料を一緒に納付していたと説明しているが、両親は、申立期間①の昭和43年7月から45年3月までの期間及び申立期間②のうち51年4月から52年3月までの期間の保険料が申立人と同様に未納であるほか、両親は年金の受給資格を取得するために必要な期間の保険料をそれぞれ第3回特例納付により納付していることが確認できるが、申立人は特例納付により申立人の保険料を納付したことを両親から聞いた記憶が無いと説明しているなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

# 東京厚生年金 事案 22889 (事案 17356 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたが、給与から保険料控除が確認できないなどの理由で記録を訂正できないと通知を受けた。新たな資料は無いが、従業員だけの事情のみで経営者に事情を聞いていないのではないか。代表者の子が経営者でいたと思うので、再度調査して申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の事業が別の法人に承継されておりA社に関する資料が保管されていないこと、同社の代表者及び社会保険担当責任者が既に死亡しており厚生年金保険の加入状況や保険料の控除について確認できないこと、当時の従業員について入社後一定期間を経過した後に厚生年金保険に加入していることがうかがえること等から、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成23年5月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「従業員だけに事情を聞いて、経営者には事情を聞いていないのではないか。院長の子が平成の何年かまでは記憶していないが経営者でいたと思う。」として再調査してほしいと再申立てを行っている。

しかし、前回の調査において、申立人が経営者として記憶している二人については、 一人は死亡しており、もう一人は歯科医師としてアルバイト勤務をしていただけであり、 厚生年金保険の取扱いについては分からないとの供述が得られていることから、申立人 の厚生年金保険の加入について確認することができない。

また、申立人が記憶している院長の子については、A社に係る商業登記簿謄本による と、昭和47年11月から53年3月まで同社の理事在任が確認できるが、就任時期は申 立人が同社を退職した8年後のことであり、同氏は、理事会出席以外には勤務実態は無く、厚生年金保険被保険者としての加入記録もない上、社会保険の取扱いも分からない 旨供述している。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月1日から60年12月29日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の金額と相違している。給料は、昭和51年には28万円ぐらい、55年には32万円ぐらいだったので、正しい金額に訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

A社の代表取締役であった申立人は、申立期間当時の給料がオンライン記録の標準報酬月額より高額であり、社会保険事務所(当時)の指示により標準報酬月額を低く届け出ていたと申し立てているところ、賃金台帳、給与明細書及び厚生年金保険の届出等に関する資料を保有していないと供述していることから、申立人の主張する報酬月額及び標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に勤務していた複数の従業員は、標準報酬月額の記録が実際の給料と相違しており、申立人から標準報酬月額を引き下げる旨の説明を受けたと供述しているものの、給与明細書等を保有していないことから報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和52年7月29日及び56年6月16日に同社に対し社会保険事務所による「総合調査」が行われた記録が確認できるところ、年金事務所では、当該調査について、その対象となる事業所の従業員に係る出勤簿及び賃金台帳を確認し、被保険者となるべき従業員の適用漏れがあるか否か、標準報酬月額等が記載内容を正確に反映したものか否かなどについて確認するものであり、適正でない場合にはその場で事業所に届出書を提出させる指導を行う旨回答している。

このことから、申立人の標準報酬月額は、A社の賃金台帳等に記載されていた申立人の給料を正確に反映した金額であったと考えるのが相当であり、上記名簿には、申立人に係る標準報酬月額の記載内容に不備な点は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われ

る等の不自然な処理は見当たらない。

加えて、A社は昭和 59 年4月1日からB厚生年金基金に加入しており、同基金から 提出のあった申立人に係る加入員台帳の記録とオンライン記録は一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年5月1日から2年9月21日まで

② 平成2年9月21日から4年2月21日まで

年金記録を確認したところ、申立期間①及び②に勤務したA社(現在は、B社)の 厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に係る源泉徴収票及び確定申告書の写しを 提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、C社と同社の子会社であるA社の両方に勤務していたが、オンライン記録上は、C社に係る厚生年金保険被保険者の記録しか無く、A社の厚生年金保険被保険者の記録が無いので、A社に勤務していた申立期間①についても、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人から提出されたA社に係る平成元年分及び2年分の給与所得の源泉徴収票並びに確定申告書の写しにより、同社から申立人に対し、申立期間①において、給与の支払がされていたことは確認できるが、社会保険料の控除は確認できず、申立人が、同社により給与から厚生年金保険料を含む社会保険料を控除されていたとは認められない。

また、B社の事業主は、平成元年分及び2年分の給与所得の源泉徴収票について、「申立人は、D国にあるA社から給与が支給されていたので、本来であれば源泉徴収票を発行しないところであるが、申立人がC社の源泉徴収票だけでは、銀行から借入れができないと言うので、特別にA社の分の源泉徴収票を発行した。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、 A社における厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。 2 申立期間②については、申立人は、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険 者記録が無いので、被保険者として認めてほしいと申し立てている。

しかしながら、B社から提出のあった申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険 者資格取得確認および標準報酬決定通知書」には、申立人のA社における厚生年金保 険被保険者の資格取得日は、平成4年2月21日と記載されており、当該期間②は被 保険者期間となっておらず、これは雇用保険の記録とも一致している。

また、申立人から提出されたB社に係る平成4年分給与所得の源泉徴収票の中途 就・退職欄には、申立人が、4年に就職したことが記載されている。

そして、B社の事業主は、「申立人については、正社員として平成4年2月21日に採用し、5年7月7日まで雇用していた。」と供述している。

さらに、申立人は、オンライン記録において、申立期間②である平成2年9月から4年1月までについて、国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、 B社における厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月3日から28年7月1日まで

年金記録を確認したところ、申立期間に勤務したA社の厚生年金保険被保険者期間にいて、脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

申立期間の後に勤務したB社を退職したときは、同社の被保険者期間のみ脱退手当金を受給したが、A社に勤務した被保険者期間については、厚生年金保険に加入していた意識は無かったので、脱退手当金を受給していない。申立期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の後に勤務したB社を退職後の昭和 38 年に、同社の厚生年金保険被保険者期間についてのみ、脱退手当金を受給したが、申立期間に勤務したA社の被保険者期間については、脱退手当金を受給していないと申し立てている。

しかし、申立人に対する脱退手当金については、オンライン記録では、B社を退職後の昭和38年3月26日に、申立期間であるA社の厚生年金保険被保険者期間13か月とB社の被保険者期間66か月を合算した79か月を対象として支給決定されている上、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、当該脱退手当金の支給決定日に近接した同年2月11日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、B社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているなど、その支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が脱退手当金を受給したとするB社の申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間に勤務したA社において厚生年金保険の被保険者となったときに払い出されていることから、申立人に対する脱退手当金の支給事務手続を行ったC社会保険事務所(当時)では、当該脱退手当金の支給事務手続において、当該被保険者記

号番号から、その払出しを行ったD社会保険事務所(当時)が特定できるため、仮に、申立人がA社に係る被保険者期間の請求をしていなくとも、C社会保険事務所では、D社会保険事務所に照会することにより申立人のA社における被保険者期間が把握できることから、申立人に対する脱退手当金について、A社の被保険者期間が含まれて支払われていることに不自然さは無い。

しかも、脱退手当金を受給する場合、本来過去の全ての厚生年金保険被保険者期間を その計算の基礎とするものであり、申立人がB社を退職後に脱退手当金を受給する場合、 同社の被保険者期間のみならず、その前に勤務したA社の被保険者期間についても受給 するのが当然である。

以上のことから、申立人は、B社の被保険者期間と申立期間とを合わせた期間について脱退手当金を受給したものと考えられる。

なお、当該脱退手当金の支給金額については、オンライン記録では、A社とB社の厚生年金保険被保険者期間を合わせて1万4,275円となっているが、仮に、申立人が主張するようにB社の被保険者期間についてのみ支給されたとすると、1万2,818円となり、1,457円少なくなることからも、2期間を合わせて支給されたものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22894 (事案 10452 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月8日から39年4月5日まで

② 昭和40年1月5日から42年2月1日まで

③ 昭和43年10月11日から44年1月25日まで

私は、脱退手当金を受給していないと前回第三者委員会に申し立てたが、申立期間 ③に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿には、氏名変更の記載があり、脱退手 当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えられるなどの理由から認められなかっ た。

しかし、氏名変更について考えられるのは、夫が友人と共同で設立した新会社が、昭和 45 年4月1日に厚生年金保険及び健康保険の適用事業所となり、このときに、私は、夫の健康保険の被扶養者となったので、この被扶養者となった際に、厚生年金保険についても氏名変更の手続が併せて行われたのではないかと思われる。氏名変更の処理が脱退手当金受給の有無の判断材料とされたのであれば、本人が知り得ないことなので、再度申し立てる。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人は、申立期間③に勤務したA社を退職後に婚姻しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の氏名は、旧姓から新姓に変更が行われていることから、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えられること、ii)当該事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年7月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「第三者委員会の前回の審議結果における、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われているため、脱退手当金を受給していないとは認められないとい

う結論には納得できない。氏名変更について考えられるのは、夫が友人と共同で設立した新会社が昭和 45 年4月1日に厚生年金保険及び健康保険の適用事業所となり、このときに、私は、夫の健康保険の被扶養者となったことから、この被扶養者となった際に、厚生年金保険の氏名変更の手続が併せて行われたと思うので、氏名変更記録は、脱退手当金請求の根拠とはならない。」として、再度申し立てている。

しかし、日本年金機構B事務センターは、「申立期間当時において、健康保険の被保険者が被扶養者の届出をするときに提出する『健康保険被扶養者(異動)届』は、健康保険に関する事項のみを記載する様式であり、配偶者等の厚生年金保険被保険者記号番号を記入する欄は無いことから、この届出に基づいて、厚生年金保険の各被保険者の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿や過去の加入記録に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を訂正(変更)することはできず、このような訂正(変更)が行われたということを聞いたことが無い。また、『健康保険被扶養者(異動)届』に記載されている被扶養者(配偶者等)について、仮に、氏名変更があったとしても、当該被扶養者に対して、厚生年金保険の氏名変更手続を案内することも無かった。なお、厚生年金保険被保険者資格を喪失している被保険者が、『被保険者氏名変更(訂正)届』を提出する状況は、年金給付(脱退手当金給付を含む。)に係る裁定請求をする場合や厚生年金保険被保険者資格を再取得する場合などが考えられる。」と回答していることから、申立人に係る『健康保険被扶養者(異動)届』に基づき、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名変更の処理が行われたとは考えられない。

したがって、当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立 人が、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月31日から同年8月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和52年7月31日まで勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

A社における雇用保険の加入記録及び同社から提出のあった「人事カード」により、 申立人は同社を昭和52年7月30日に退職したことが確認できる。

また、上記「人事カード」の退職日について、A社は、申立人から提出のあった退職届に基づき手続されたものと考えられ、申立人の主張どおりに退職日を昭和52年7月31日に訂正する理由は見当たらない旨供述している。

さらに、申立人は当時の同僚二人の氏名を記憶しているが、このうち一人は、申立期間当時、既にA社を退職しており、別の一人は、申立人と一緒に仕事をしたことを記憶しているものの、申立人の退職日に関する記憶は無い旨回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月20日から51年12月10日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社 を昭和51年12月に退社するまで給料から厚生年金保険料が控除されていたと記憶し ているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録などにより、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は平成8年に解散しており、事業主及び申立人が記憶している事務担当は連絡先不明のため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について照会することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、連絡先が判明した従業員7人に照会したところ、そのうち二人は、「厚生年金保険の資格喪失時期と退社時期が違っている。」と回答しているが、いずれも当該期間の雇用保険の加入記録は無く、また、給与明細書等を保有していないことから、勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿により、A社は昭和46年6月30日に厚生年金保険の任意 適用事業所でなくなっており、申立期間のうち、同年7月1日から51年12月10日ま での期間は、厚生年金保険の適用事業所となっていない期間であることが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿において、申立人の資格喪失日が訂正される等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22930 (事案 19988 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月18日から22年3月21日まで

A社で勤務した申立期間の加入記録が無いことから、第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないとの通知があった。

しかし、勤務していたことは確かであり、第三者委員会の判断に納得できない。新たな資料や情報は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の回答及び雇用保険の加入記録によると、申立人は申立期間に同社に在籍し、勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「会社の業務内容及び従業員の勤務実態から、申立人については、日々の勤務を本人が自由に選択できる雇用形態であったことが考えられ、厚生年金保険の加入要件に満たない勤務ではないかと推測する。」旨回答しており、また、オンライン記録によると、同社は、平成13年4月30日から22年10月13日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できること等から、既に当委員会の決定に基づき23年8月31日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことは確かであり、上記通知に納得できないと主張しているが、厚生年金保険料の控除について確認できる新たな資料等は無く、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22931 (事案 21577 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月1日から同年4月1日まで

② 平成6年4月1日から同年6月1日まで

③ 平成6年12月1日から7年11月1日まで

④ 平成9年10月1日から同年11月1日まで

⑤ 平成10年11月1日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間の標準報酬月額の相違について申し立てたが、給料支払明細書(以下「明細書」という。)を提出しなかった 17 か月について、「保険料控除額及び報酬月額について確認できないことから記録の訂正はできない。」と通知を受けた。そのため、今回新たに上記 17 か月分の明細書を提出するので、調査の上、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間のうち、17 か月分については、申立人及びA社が明細書等、保険料控除を確認できる資料を有しておらず、保険料控除額を確認できないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成23年11月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として前回申立ての際に未提出であった 17 か月分の明 細書を提出し、標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保 険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付 が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成5年2月、同年3月、6年4月、同年5月、同年12月から7年9月まで、9年10月及び10年11月に係る明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、7年10月については、控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額より低額となっていることから、いずれも特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立 期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていたことを認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び申立期間②のうち昭和50年4月1日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②のうち昭和50年11月1日から52年4月1日までの期間、申立期間③及び申立期間④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月29日から同年2月12日まで

- ② 昭和50年4月1日から52年4月1日まで
- ③ 昭和52年5月11日から60年3月26日まで
- ④ 昭和61年10月28日から平成元年2月1日まで

A社で勤務した申立期間①及びB社で勤務した申立期間②のうち昭和 50 年4月1日から同年 11 月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの期間にA社及びB社において勤務したことは確かなので、これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B社で加入記録がある申立期間②のうち昭和50年11月1日から52年4月1日までの期間、C社において勤務した申立期間③及びD社(現在は、E社)において勤務した申立期間④の標準報酬月額が報酬月額に見合う標準報酬月額よりも低くなっているので、正しい額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、 同社に係る商業登記簿により確認できる申立期間当時の同社の事業主は既に死亡して いることから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除、厚生年 金保険の取扱い等について確認できない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保 険者記録が確認できる従業員24人のうち、連絡先の判明した13人に照会したところ、 8人から回答があり、このうち4人が申立人を記憶していたものの、申立人の勤務期間を特定することはできない。

さらに、上記回答のあった8人のうち、3人が記憶する自身の入社日とそれぞれの厚生年金保険の被保険者資格取得日との間には、4か月から約35か月の空白があることが確認できることから、A社においては必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

加えて、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録によると、資格取得日は昭和 43 年2月 12 日、離職日は 49 年8月 20 日と記録されており、オンライン記録と符合していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②のうち、昭和50年4月1日から同年11月1日までの期間について、B 社の元従業員の回答から、申立人は、当該期間の一部の期間に同社において勤務して いたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、「当該期間当時は試用期間があり、試用期間後に、厚生年金保険の加入希望者のみ厚生年金保険に加入させた。また、申立人の当該期間に係る勤務実態及び保険料控除については資料の保存が無く不明である。」旨回答している。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、当該期間に被保険者記録が確認できる従業員14人のうち、連絡先の判明した12人に照会したところ、9人から回答があり、このうち5人が記憶する自身の入社日は、それぞれの資格取得日との間に3か月から約42か月の空白があることが確認できることから、B社においては必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

次に、申立期間②のうち、昭和50年11月1日から52年4月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、B社は、「賃金台帳、源泉徴収簿等については年数が経過し、資料の保存が無いため提出できない。」旨回答していることから、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、申立人及び上記回答のあった9人は、いずれも給与明細書を保有しておらず、 申立人及び従業員が経理担当者として名前を挙げている従業員は、既に死亡している ことから、申立人の当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主によ り給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③について、C社が提出した昭和57年1月から60年2月までの賃金台帳により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、C社が提出した申立人に係る資格取得時決定及び昭和52年から56年までの 定時決定における標準報酬月額決定通知書に記載された標準報酬月額はオンライン記 録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間③における給与明細書等を保管しておらず、またC社に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、当該期間及びその前後の期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚及び従業員7人に照会し、3人から回答があったものの、いずれの者も給与明細書を保管していないことから、申立人の申立期間③における報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

加えて、上記回答のあった3人は、「国の記録の標準報酬月額と当時の給与支給額 は相違していない。」旨回答している。

このほか、申立期間③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 申立期間④について、商業登記簿においてD社の後継会社であることが確認できる E社の担当者は、「E社は現在休眠状態となっており、回答できない。当時の資料も 残っていない。」旨供述しており、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額に ついて確認できない。

また、申立人は、当該期間に係る給与明細書等を保管しておらず、D社に係る事業 所別被保険者名簿及びオンライン記録において、当該期間及びその前後の期間に厚生 年金保険の被保険者記録が確認できる同僚及び従業員6人に照会し、4人から回答が あったものの、いずれの者も当該期間における給与明細書を保管していないことから、 申立人の当該期間における報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

さらに、上記回答のあった4人は、国の記録の標準報酬月額と当時の給与支給額が 相違しているか否かについての質問に対し、一人は「相違していない。」、他の3人 は「不明である。」旨回答している。

加えて、D社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の標

準報酬月額の記載に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正が行われる等の不自然な 処理は見当たらない。

このほか、申立期間④について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 申立期間④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月2日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に総合職として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の資格取得日は昭和 63 年8月1日と記録されており、 厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できるものの、申立人より提出された昭和 63 年分給与所得の源泉徴収票の就職欄には、63 年5月2日と記載されていることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は平成3年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は14年12月\*日に解散していることが確認できるところ、申立期間当時の事業主からは回答が得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、同僚3人に照会したところ、二人から回答があり、その二人とも、「申立人を 覚えている。申立人は申立期間にA社で勤務していた。」旨回答しているものの、二人 とも自身のA社への入社日を明確に記憶していない。

さらに、このうちの一人は、申立期間における申立人の雇用形態及び業務内容については記憶しているが、その後の期間については記憶しておらず、残りの一人は、申立期間及びその後の期間の両方における申立人の雇用形態及び業務内容について記憶していないことから、申立人の申立期間及びその後の期間における業務内容・勤務形態の同質性及び継続性について確認できず、厚生年金保険料の控除について推認できない。

加えて、この二人とも、「当時の給与明細書等は持っていない。」旨回答していることから、申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、上記同僚のほか、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により申立期間に被保険者記録が確認できる19人のうち、所在が判明した15人に照会したところ、4人から回答があり、このうちの3人は申立人について記憶しているものの、申立人は申立期間に同社で勤務していたかについては、3人全員が「覚えていない。」と回答していることから、申立人の申立期間及びその後の期間における業務内容・勤務形態の同質性及び継続性について確認できず、厚生年金保険料の控除について推認できない。

さらに、上記のとおり回答のあった4人のうちの二人は、A社での厚生年金保険の加入時期について、「入社して一定期間経過後に加入した。」旨回答していることから、同社では、入社後一定期間経過の後に、厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

なお、上記のとおり回答のあった4人の雇用保険の資格取得日は、それぞれの厚生年 金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

一方、申立人より提出された昭和 63 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額と、オンライン記録で確認できる申立人の標準報酬月額 24 万円に基づき算出した同年の年間社会保険料の試算額とを比較したところ、両者の金額はおおむね一致していることが確認できることから、申立期間に厚生年金保険料が控除されていなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月から37年12月まで

A社B支店(現在、厚生年金保険はC支社にて一括適用)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社同支店には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社B支店の元従業員による「申立人は、昭和30年から32年頃、D県E市のFトンネル工事の現場において、私の手元(助手)の一人として、一緒に測量業務に従事した。」旨の供述から判断すると、申立人は、当該期間において、同社同支店に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社C支社の現在の厚生年金保険担当者は、「申立期間に係る当社の職員名簿には、申立人の氏名は見当たらず、申立人の勤務実態は確認できない。また、社内管理用のB支店厚生年金保険台帳には、勤務形態にかかわらず、当時の厚生年金保険被保険者資格取得者の全員が記載されているが、申立人の氏名は見当たらず、申立人は厚生年金保険に加入していなかったと思われる。さらに、当時、保険料の納付額と引当額(個人負担分と事業主負担分の合計額)の合致を、毎月、確認していたはずであり、厚生年金保険に加入させていない者から保険料を控除することは考えられない。」旨供述していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人と面識があるとする元従業員は上記で供述した元従業員のみであり、 当該元従業員が記憶している申立人の勤務期間以外の申立期間に係る勤務実態を確認することができない上、当該元従業員は、「私と一緒に勤務した期間に係る申立人の厚生 年金保険の取扱いや保険料控除については分からない。」旨供述している。

ところで、当時、A社B支店において厚生年金保険関係事務を担当していたとする元従業員を含む複数の元従業員は、「当時、勤務形態には、社員、準社員、雇員及び傭人の4区分があり、社員、準社員及び雇員は、厚生年金保険、G国民健康保険及び失業保険に加入していたが、傭人は当該国民健康保険及び失業保険には加入していたものの、厚生年金保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。また、社員、準社員及び雇員については、当該勤務形態への発令時等に、A社B支店から辞令が交付され、毎年、職員名簿が配布されていた。」旨供述しているところ、申立人は、「同社同支店から辞令や職員名簿を受け取ったことは無い。」旨供述していることからすると、申立人については社員、準社員及び雇員ではなかったことがうかがわれ、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、申立人は、「A社B支店に入社後、同支店に係るD県H村、I県I村、D県E市、同県J市、同県K市、同県L村及びM県N町の各現場で勤務したが、各現場の厚生年金保険の手続は同社同支店が行っていたかは分からない。」旨供述しているところ、日本年金機構によると、当時、D県には同社の適用事業所は存在せず、I県の適用事業所は同社B支店である。また、M県の適用事業所は同社O支店となっており、同支店は昭和32年6月1日から63年6月1日までの期間において、適用事業所であったことが確認できるものの、同支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が被保険者であったことは確認できない。

なお、申立人は、「D県H村のPダム道路工事が終了したので失業し、同県Q市にて、昭和33年3月頃から約2か月間、失業保険を受給した。」旨供述しているが、A社C 支社の現在の厚生年金保険担当者は、「社員であれば、一つの工事が終了したとしても 退職してもらうことはない。」旨供述し、また、元従業員は、「社員については、工事が終了した後、次の工事まで仕事が無い場合は、自宅待機を命じられることがあったが、雇用契約は継続したままであり、給与は満額支給された。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から8年3月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、仕入れ・販売担当として勤務しており、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったので、申立期間について標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年8月から8年2月までは41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった8年3月31日の後の同年4月8日付けで、標準報酬月額の記録が遡って6年8月から同年10月までは8万円に、同年11月から8年2月までは9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の元事業主は、「申立期間当時、当社は社会保険料の滞納があったため、 社会保険事務所(当時)の指導により、申立人を含む取締役6人の標準報酬月額を減額 訂正した。」旨供述しており、オンライン記録において、同社の商業登記簿謄本で当時 取締役であったことが確認できる者のうち、申立人を含む6人の標準報酬月額が同様に 減額訂正処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

しかしながら、元事業主は、「申立期間当時の代表者は夫であったが、滞納している 社会保険料について、申立人を含む各取締役の同意を取って標準報酬月額を遡って減額 する決定をしたことを代表者である夫から聞いた。」旨供述しており、申立人は、申立 期間の標準報酬月額の訂正処理については、当時、同意していたものと推認できる。ま た、その補完資料として元事業主から提出のあった平成8年4月 15 日付けのA社の取締役会議事録写しにおいて、決定事項の一つとして、「厚生年金保険料の遡及分については、18 か月分割で会社から各役員に戻す。」との記述が確認でき、申立人を含む取締役7人の署名及び押印が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社において取締役であった申立人が自らの記録訂正処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立人は、申立期間である平成6年8月から8年2月までに係る標準報酬月額について、それ以前と同様に47万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、当該期間に係る平成6年8月の標準報酬月額の随時改定及び7年10月の標準報酬月額の定時決定における手続は、減額訂正が行われた8年4月8日の遡及訂正処理と直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を保有していない旨供述しており、申立人の主張する標準報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年5月1日から同年12月29日まで

② 平成18年7月1日から19年7月1日まで

申立期間①については、勤務していたA社における給与は、当時の手帳にメモがあるが、41万円であったにもかかわらず、年金記録の標準報酬月額は、平成6年5月から同年9月までは36万円、同年10月以降は38万円になっている。

また、申立期間②については、勤務していたB社においては、当時、賞与を廃止し、 賞与相当分を毎月の給与に12万5,000円上乗せして支給していたので、当該期間の 報酬月額は62万5,000円が正しいが、年金記録の標準報酬月額は50万円となっており、受給額と異なる。

いずれも誤っているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①のA社における標準報酬月額は、オンライン記録において、平成6年5月から同年9月までは36万円、同年10月及び同年11月は38万円となっているが、申立人は、申立期間①当時の手帳に「給料410,000」というメモがあることから、申立期間①の標準報酬月額は41万円であったと主張している。

しかし、上記手帳においては、厚生年金保険料の控除の記載は無く、しかも 41 万円の根拠も不明である上、申立期間①当時の事業主は、「A社は平成 15 年7月\*日に倒産し、当時の資料は残っていないため、申立人の申立期間①における報酬月額、保険料控除額等は分からない。」と回答している。

また、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額に係る記載内容に不備等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立人の申立期間②のB社における標準報酬月額は、オンライン記録において 50 万円と記録されているが、申立人は、同社においては、平成 18 年7月から賞与を廃止し、同年7月から19年6月までの賞与分150万円は毎月の給与に12万5,000円ずつ上乗せしてもらうこととなったので、当該期間の報酬月額は62万5,000円が正しいと主張している。

しかしながら、B社の事業主から提出された申立人の申立期間②に係る給与明細書 (控)及び所得税源泉徴収簿により、申立期間②において申立人に支給された報酬月額については申立人の主張どおり62万5,000円であるが、毎月の厚生年金保険料控除額については、オンライン記録と同じ標準報酬月額50万円に基づく金額であることが確認できる。

これについて、B社の事業主は、「申立期間②当時の申立人に係る報酬月額は、申立てどおり、賞与相当分を上乗せした62万5,000円であるが、厚生年金保険料控除額は、報酬月額を50万円で算定し、賞与相当分については控除していない」と回答している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、 事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額の範囲内である。

このため、申立人の申立期間②における標準報酬月額は、厚生年金保険料控除額からみて、オンライン記録どおりの50万円が妥当である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から6年1月まで

日本年金機構の記録によると、A社に勤務した期間のうち、平成4年5月から5年12月までの標準報酬月額が53万円から8万円に、6年1月の標準報酬月額が50万円から8万円に、6年4月15日付けで遡って引き下げられているのはおかしい。調査して、記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険加入期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、平成4年5月から5年12月までは53万円、6年1月は50万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった6年2月28日の後の同年4月15日付けで、遡って8万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本及び申立人の供述により、申立人は、申立期間及び 当該減額訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成5年 12 月に、厚生年金保険料の滞納について、社会保険事務所(当時)の職員と面談し、未納保険料を納付するという約束をしたが、納付したかどうかは記憶に無い。」としているが、A社が厚生年金保険料の引き落とし口座として社会保険事務所に登録していた同社の銀行口座における取引状況について、当該銀行に照会したところ、平成5年 10 月以降、上記減額訂正処理の行われた6年4月までの間においては、当該口座から厚生年金保険料の引き落としは行われていなかった。

さらに、オンライン記録では、上記標準報酬月額の減額訂正処理日である平成6年4月15日において、従業員7名の健康保険被保険者証が社会保険事務所に返納されたことが確認できることから、A社から社会保険事務所に、当該減額訂正の届出と健康保険被保険者証の返納が同時に行われたものと考えられる。そして、代表取締役であって、代表者印を保有する申立人が、当該減額訂正処理手続に関与していなかったとは考え難

V

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務として行った当該届出に基づいて行われた上記標準報酬月額の減額訂正処理については責任を負うべきであり、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から26年1月10日まで

② 昭和26年1月10日から34年7月1日まで

ねんきん特別便を見て、A社に勤務した期間のうち、申立期間①について厚生年金保険の被保険者となっていないことを初めて知った。同社には、中学校の卒業直後の昭和25年4月から勤務しているので、同社での厚生年金保険の資格取得が26年1月になっていることは納得できない。申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②についても、ねんきん特別便を見て、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、脱退手当金が支給されたとする日には既に結婚し、生活費の一部を補填するために働き続けることを考えていたため、脱退手当金を請求するはずはなく、また、結婚後は上京していたので、脱退手当金は受け取れるはずがないことから、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てているところ、当時、同社に勤務していた複数の従業員の供述により、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社は、昭和26年1月10日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社は、昭和42年2月\*日に解散しており、また、当時の事業主は連絡先が不明であるため、当時の同社における複数の従業員に、同社が厚生年金保険の適用事業所にな

るまでの申立期間①における厚生年金保険料の控除について照会したが、保険料控除をうかがわせる供述は得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立人の申立期間②に係る脱退手当金については、オンライン記録において、昭和34年8月22日に支給決定されていることが確認できるところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である同年7月の前後各1年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査した結果、受給資格のある申立人を含む14名中13名について支給記録が確認でき、その全員について厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされており、また、同一日に支給決定されている者も2組4名いる上、当該支給記録のある一人は、「経理事務担当者から、「脱退手当金はどうしますか。」と聞かれたので、受給を希望した。脱退手当金は退職金と一緒に受け取ったので、会社が脱退手当金の請求手続をしてくれたと思う。」と供述していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求が行われており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和34年8月22日の1か月前の同年7月28日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、申立人は、脱退手当金が支給されたとする時期には既に上京していたので、脱退 手当金は受給できなかったと主張しているが、当時も脱退手当金の受給については、居住 地近くの金融機関において行うことが可能であり、また、本人が委任した者による代理受 給も可能であったことから、上京していたことをもって脱退手当金を受給できなかったと は言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から52年7月1日まで

平成23年3月に老齢年金の請求のために年金事務所を訪れたところ、A社に勤務した昭和50年4月1日から52年6月30日までの全期間の年金記録が無いことを初めて知った。私は、同社では正社員として勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したとするA社から提出のあった昭和 51 年の年末調整明細書、現在の同社事業主の証言及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間の一部については、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、上記年末調整明細書に記載された者の中には、申立人と同様に厚生年金保険に加入していない従業員(正社員)もおり、しかも、A社が加入する健康保険組合の記録には、申立人及び当該従業員については、厚生年金保険加入者が加入することとされている健康保険の加入記録が無い上、申立期間直前にも、厚生年金保険及び健康保険に加入していない従業員が複数名いることを踏まえると、同社では、従業員の全てを厚生年金保険及び健康保険に加入させていたわけではないことが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の記録が無く、整理番号にも欠番が無いところ、仮に、事業主から申立人の主張する昭和 50 年4月1日の資格取得の届出が社会保険事務所(当時)になされていたとすれば、その後、報酬月額算定基礎届及び資格喪失届が出されているはずであるが、これら3回の届出を全て当該社会保険事務所が誤って記録していないとは考えられず、同社が申立人の厚生年金保険に係る届出を行っていなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたとしているが、これを 確認できる資料等は無い。 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人が、申立期間②において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年5月1日から同年6月2日まで

② 平成3年2月15日から同年4月25日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。 申立期間①は同社の関連会社のB社にも関与していたが、勤務していたことは確かな ので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人が昭和 61 年4月 15 日に取締役に就任し、平成 2 年4月 24 日に取締役を退任していることが確認できるとともに、B社に係る商業登記簿謄本によると、申立人が昭和 61 年4月 28 日に代表取締役を退任し、同日付けで取締役を重任し、63 年4月 19 日に取締役を退任していることが確認できることから、申立人は申立期間①に両社の取締役であったことが認められる。

しかしながら、A社及びB社は既に解散しており、両社の親会社であるC社から提出されたB社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」(事業主名は、申立人)によると、申立人の資格喪失日は昭和 61 年5月1日、A社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の資格取得日は同年6月2日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、C社は、A社及びB社の両社で取締役となっていた場合の厚生年金保険の加入の取扱い及び申立期間①に係る申立人の厚生年金保険料の控除について不明であると回答している上、A社の当時の事業主は既に死亡しており、当時の総務担当取締役は、当

該期間における申立人の厚生年金保険料の控除については不明であると供述している。 このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連 資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当時の厚生年金保険法では、65歳に達したときに被保険者資格を喪失すると規定されており、オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格の喪失日は、申立人が65歳に達した平成3年\*月\*日であることが確認できる。

また、申立人は、当該期間より前に既に老齢厚生年金の受給権を有しており、当該期間において高齢任意加入被保険者となることもできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。